

列

紡績糸、洋金巾、和金巾、白木綿、日本絹、支那絹、卷蓑、石油、砂糖、麥粉、麥酒、金露、葡萄酒、味噌、醬油其他韓人向種々、英米煙草株式會社韓國北部專賣店

列

平壤大同門通り

齋藤商店

鎮南浦三和通り

齋藤支店

同弓ノ町

齋藤精米所

貿易商會

區

鎮南浦精米所は全韓國に於て最も強大なる新式機械を使用して營業罷在候間何程大多數之御用命も立處に應すべく米質良なるは常に誇とする處に候

區

平壤新市街

藤本病院

院長 藤本達次郎

九月一日開院

内科、外科、婦人科、小兒科

診察時間午前八時ヨリ午後四時迄



米穀、雜穀

破門外

佐藤節本店

並二

雜貨商

旭町角

佐藤節支店



破門外

米穀 雜穀  
佐藤節本店

並二

雜貨商

旭町角

佐藤節支店

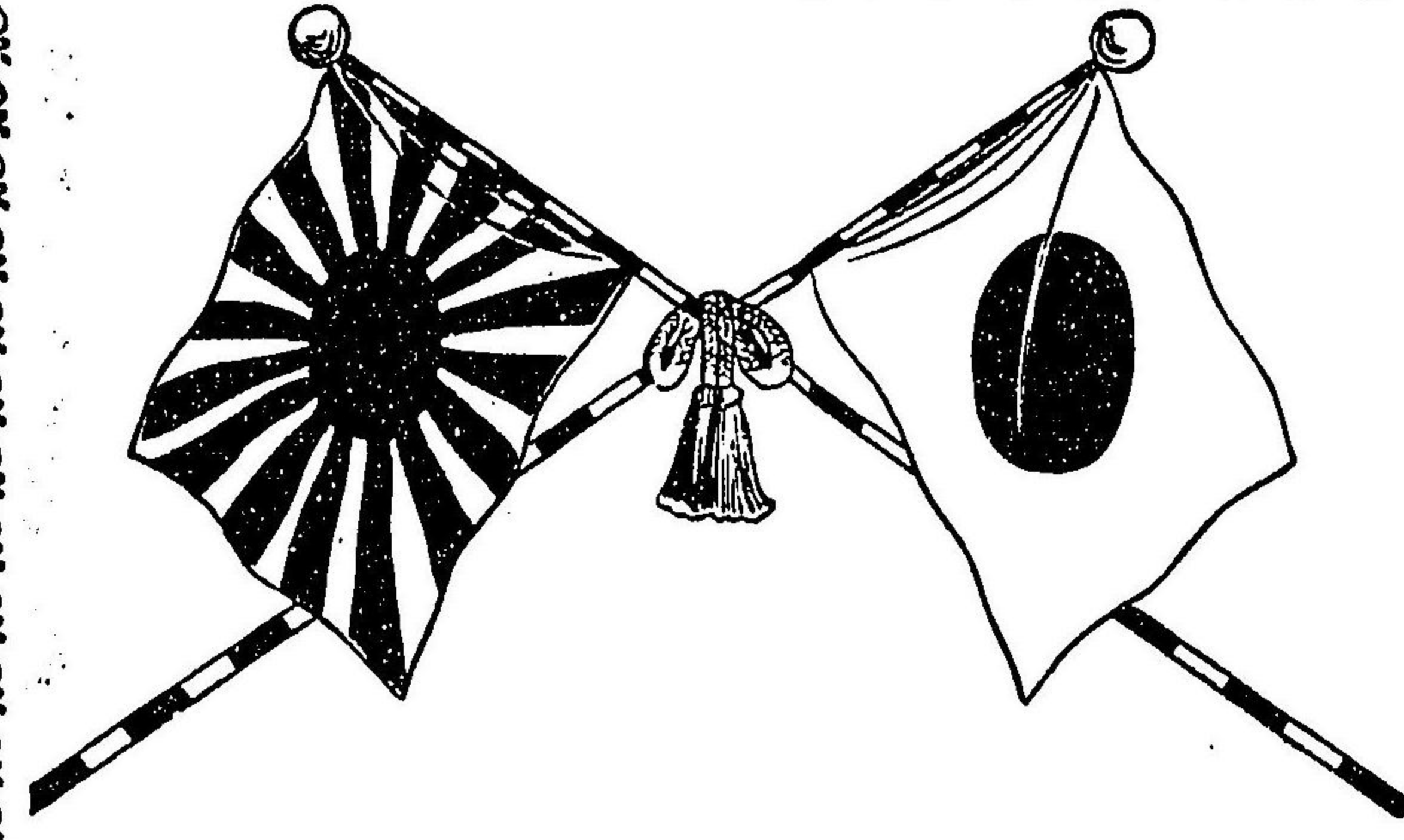
佐々木芳松君序  
大谷津直麿君序

# 平壤案内記

全

平壤 北韓實業興振社發行





運輸業  
運輸部

# 力

## 平壤館

御旅館  
本支店

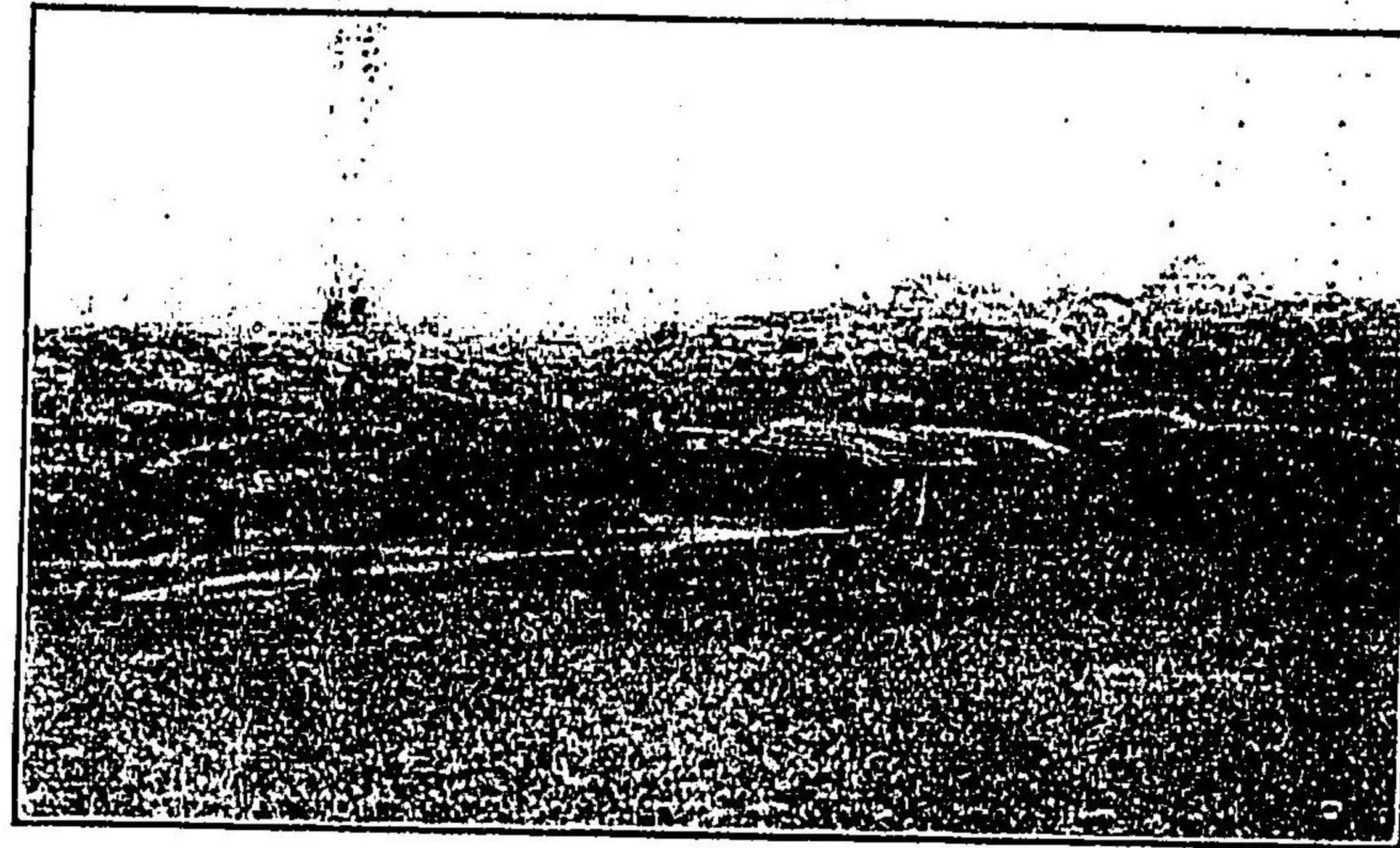




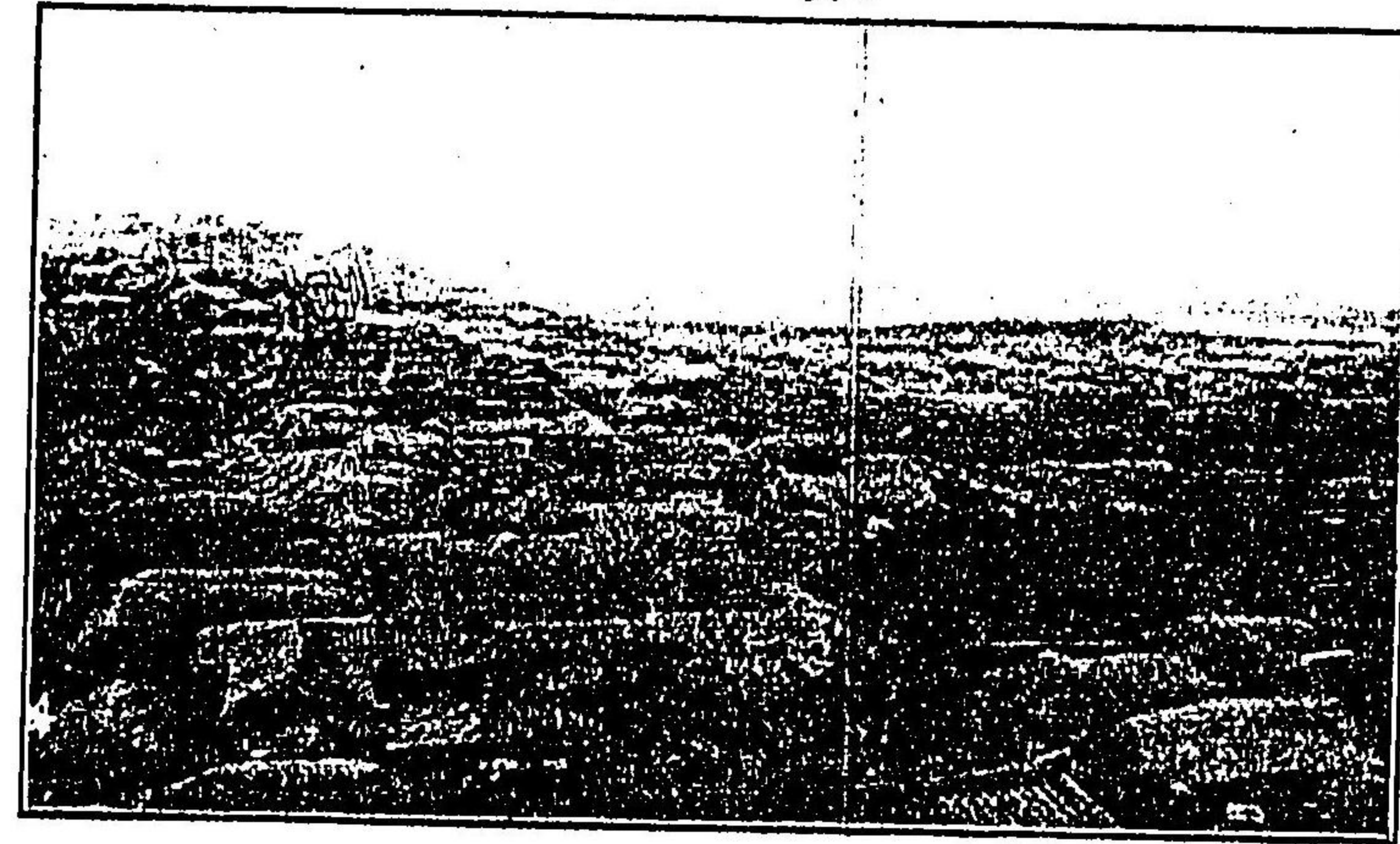


平壤全景

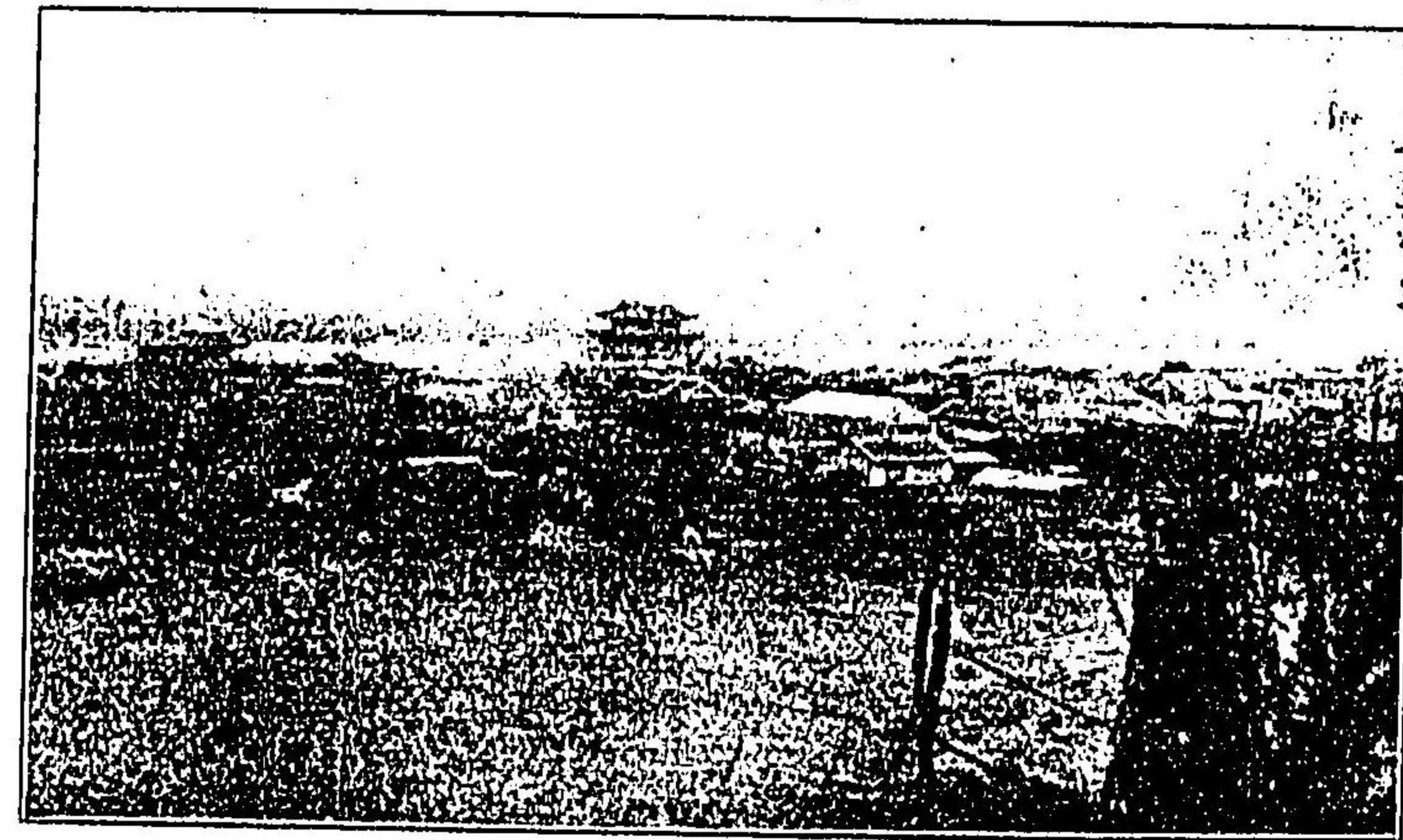
其一



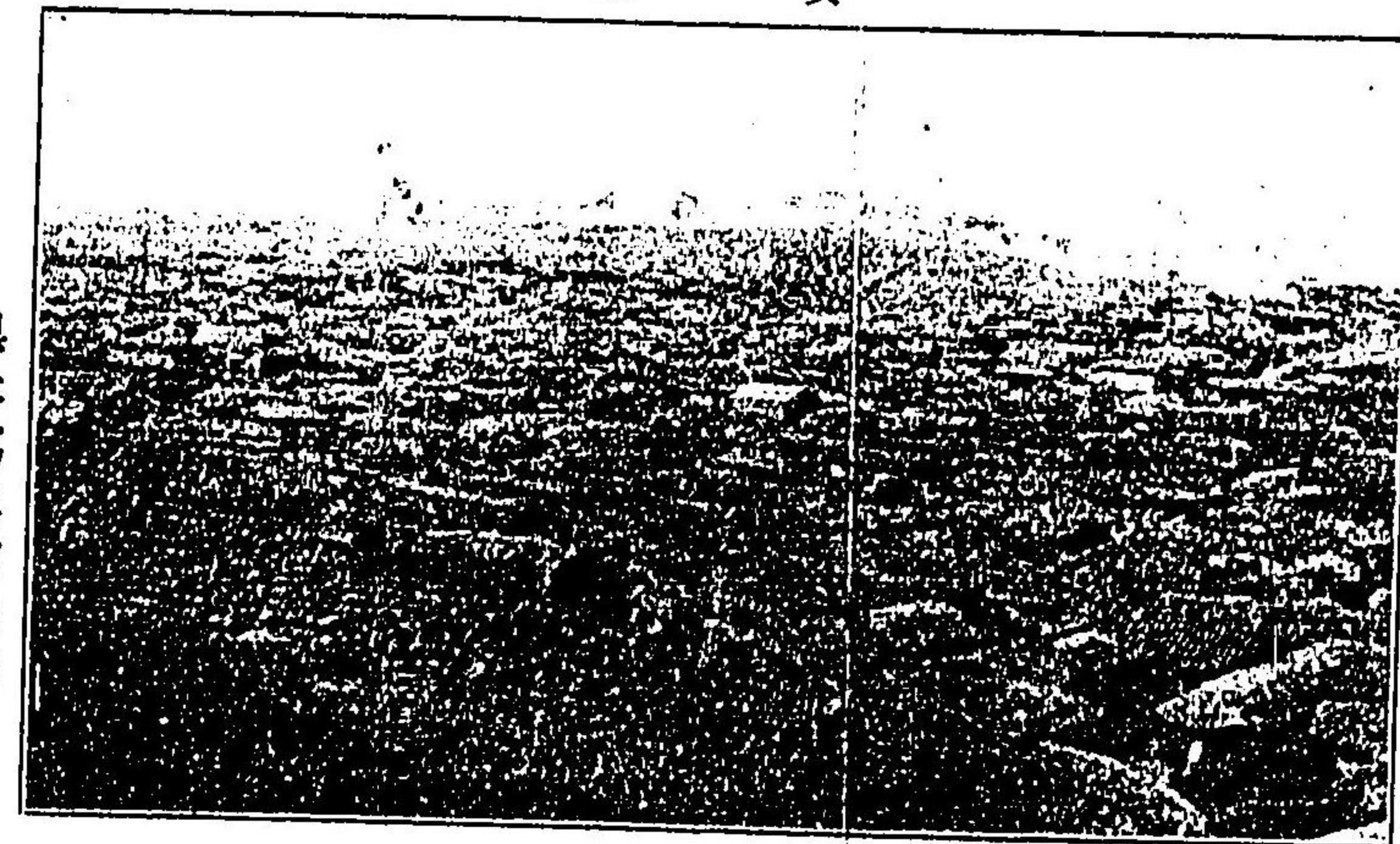
其三



其二



其四



黑木寫真館攝影

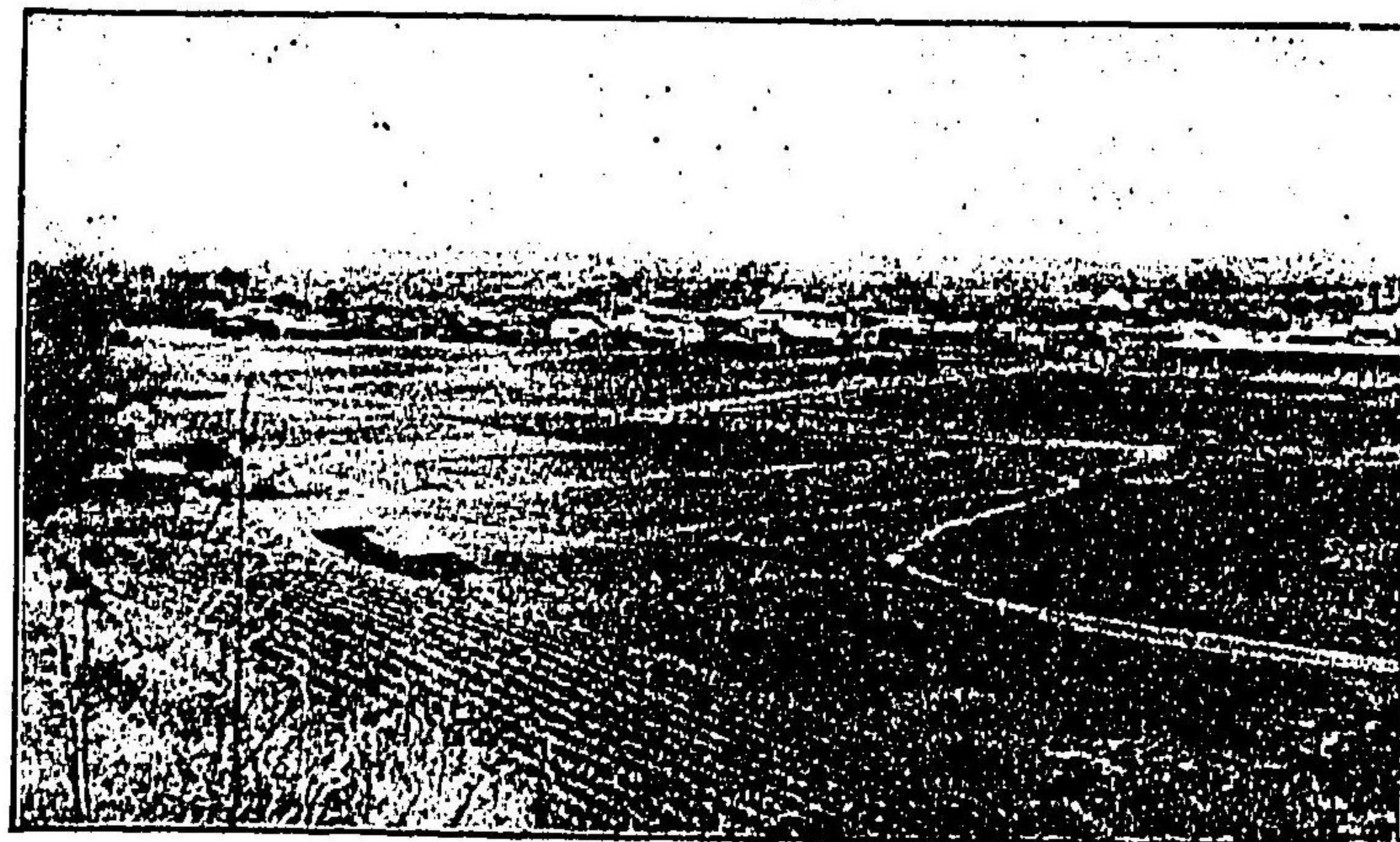


平壤新市街全景

其一

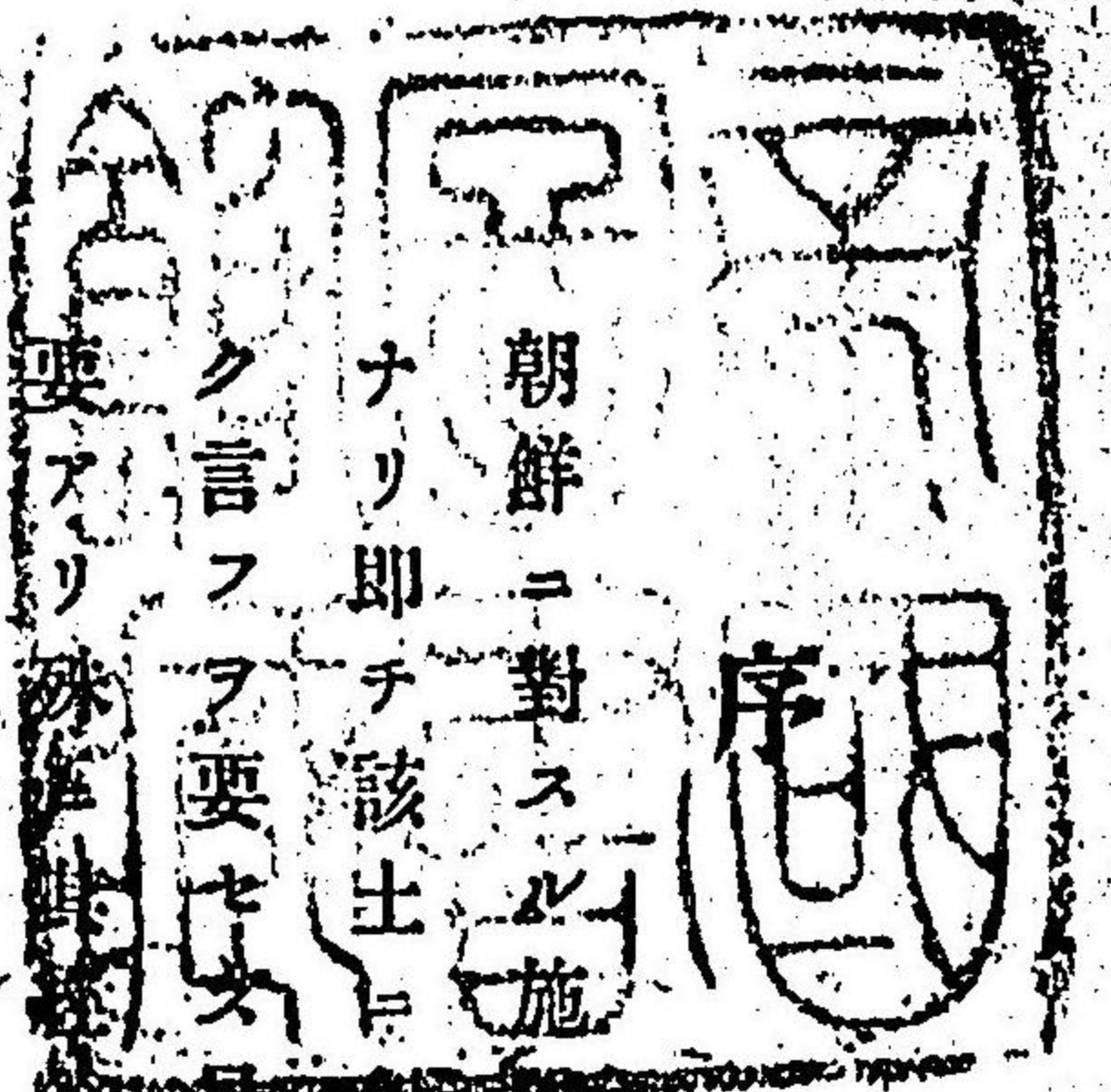


其二



黑木寫真館攝





朝鮮ニ對スル施設經營ハ吾人ノ一日モ忽ニスベカラザル所ナリ即チ該土ニ對スル帝國權義ノ至大至重ナルハ固ヨリ多ク言フヲ要セス是ニ於テ乎吾人ハ該土ノ狀況ヲ知悉スルノ要アリ殊ニ其經營事情ニ關シテハ最モ深ク考究スル所ナカ  
ルベカラザルナリ

増谷安樂此ニ氏ガ數年間平壤ニ在リ同地開市以來ノ情況ヲ探査シ平壤案内記ト題シテ將ニ世ニ公ニセントス記ス所未ダ粗雜ヲ免レズト雖モ能ク其情實ヲ記シ併セテ韓人風俗ノ一般ヲ載ス概要已ニ竭セリト謂フベシ而シテ平壤ノ地一層ノ進歩更ラニ面目ヲ革ムルヲ得ハ此案内記ガ大方ニ紹介セ

明治  
39 11 12  
内交



ラレテ世ヲ益シ人ヲ利スル事ト蓋シ鮮少ナラザルベシ聊カ  
所感ヲ陳ベテ其序ニ代フ

六月下澣

在平壤

佐々木芳松

### 緒言

近來邦人ノ滿韓ニ渡來スルモノ非常ニ多ク尙未ダ底止スル  
所ヲ知ラズ然リ而シテ北韓各方面ノ發達進歩スルニ伴ヒ平  
壤ノ繁榮ニ赴クベキハ期シテ待ツ可キコトナレバ自今本邦  
人ノ此地ニ渡來ヲ企ル者一層増加スベキハ當然ノ理ナルヲ  
知ル而ガモ頗ル多望ナル平壤ニ於テ大ニ事業ヲ企圖セント  
欲スルノ人士ニ向テ詳細ニ此地ノ實況ヲ紹介スルノ書一モ  
アルナシ是レ余ノ深ク遺憾トセシ所ニシテ余ト同感ノ人士  
亦必ズ少カラザル可キヲ知ル

故ニ調査ニ於テ或ハ精細ヲ缺クコトナキニ非ザレドモ空シ  
ク之ヲ筐底ニ埋沒センハ獨リ余ノ遺憾ナルノミナラズ抑モ



亦同胞人士ニ對シテ不親切ノ感アリテ中心ノ忍ビザルモノ  
アリ敢テ平壤案内記ト題シ世ニ公ニシ以テ本邦ノ韓國經營  
事業家ノ參考ニ供センコトヲ期シ茲ニ之ヲ發行スルコト、  
ナセリ、書中記載ノ事項ヲ參酌シ新ニ事業ヲ經營シ其成功ヲ  
見ルノ人士アランニハ編者ノ満足誠ニ多大ナリト云フベシ、  
著者ノ淺學非才ナル文固ヨリ體ヲナサズト雖モ只其平易ヲ  
旨トシ何人ニモ解シ易キヲ主トセリ、本書ノ疎漏或ハ誤謬ノ  
點ハ江湖識者ノ高教ヲ仰ギ、他日再版ニ附スルノ際聊カ完成  
ヲ期セントス、讀者幸ニ之ヲ諒セヨ。

明治三十九年五月

於平壤寓居

著者識

### 序

平壤ハ北韓ノ一大舊都ニシテ平和克復  
以來本邦事業家ノ注目セル同地ハ其發  
展モ全韓中幾ンド二三ノ地位ヲ占ム從  
テ將來邦人ノ同地ニ對スル來往ハ亦一  
層ノ頻繁ヲ加フベシ然ルニ未ダ一ノ手  
引書ナキハ實ニ一大缺典タリ今ヤ增谷  
君ノ平壤案内記ナル者出ヅ所載條項百  
餘ニ上リ、細大漏ラサズ、一目瞭然タルナ



平壤理事總理事官  
菊池武一氏



照木寫真館撮影

リ此書が余自身ニ向テ非常ニ便利ナル  
如ク一般世人ニ向テ亦タ非常ニ便利ナ  
ルヲ疑ハザルナリ。

明治三十九年六月

理學士 大谷津直麿



板 材 木 石 材  
賣 捌

韓國平壤大和町

佐々木商會

日宗生命保險株式會社代理店  
日宗火災保險株式會社代理店



馬 俊 平 日本居留長  
氏 利 長



新 庄 順 貞 氏

星木寫眞館攝影



大同門通り  
希 五百井長支店輸入部  
(電話番)

日韓貿易  
商  
委託賣買

江岸通り  
希 五百井長支店輸出部  
(電話番)

長社浦南録  
氏 彬 藤 佐



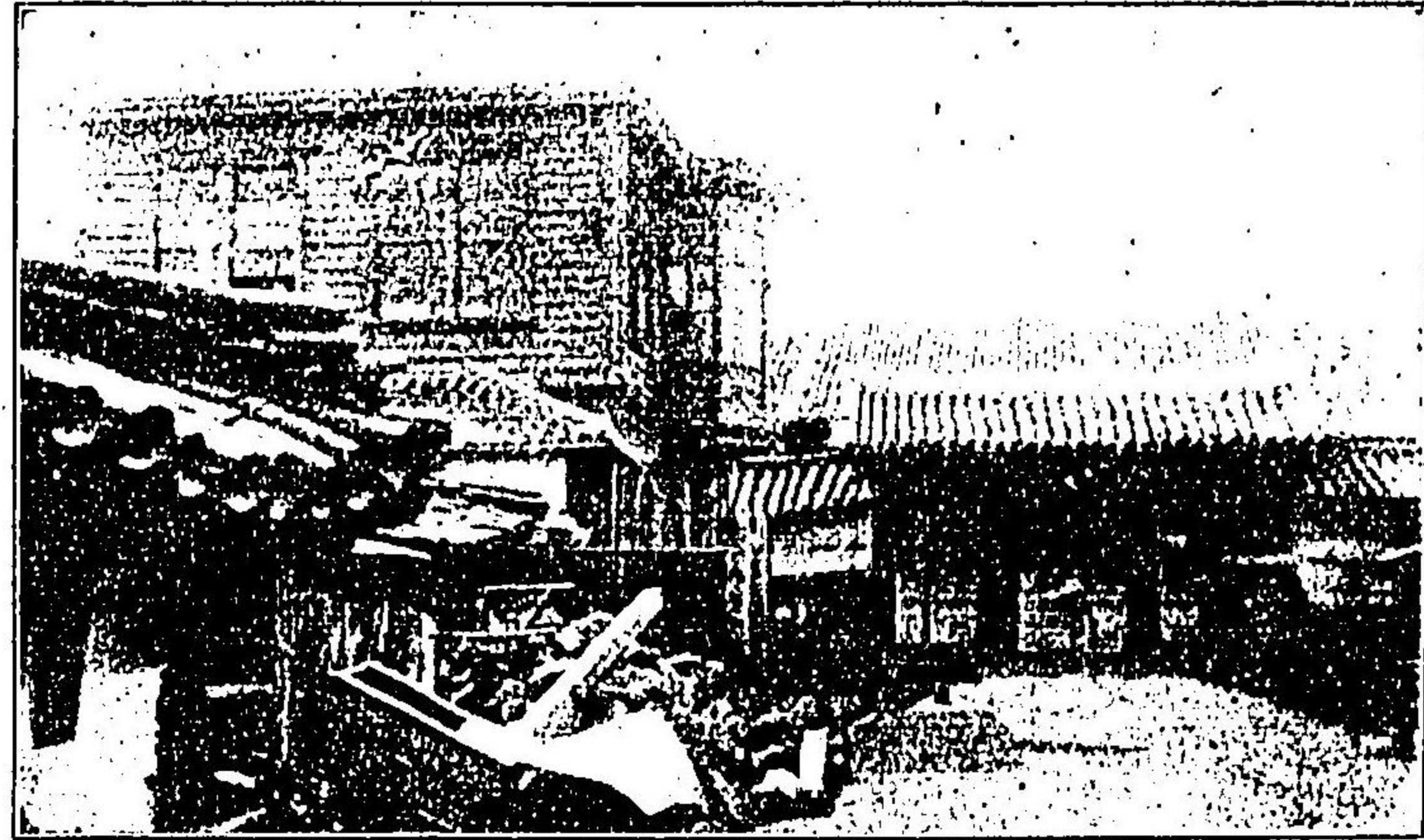
代總民留居前  
氏 松 芳 木 々 佐



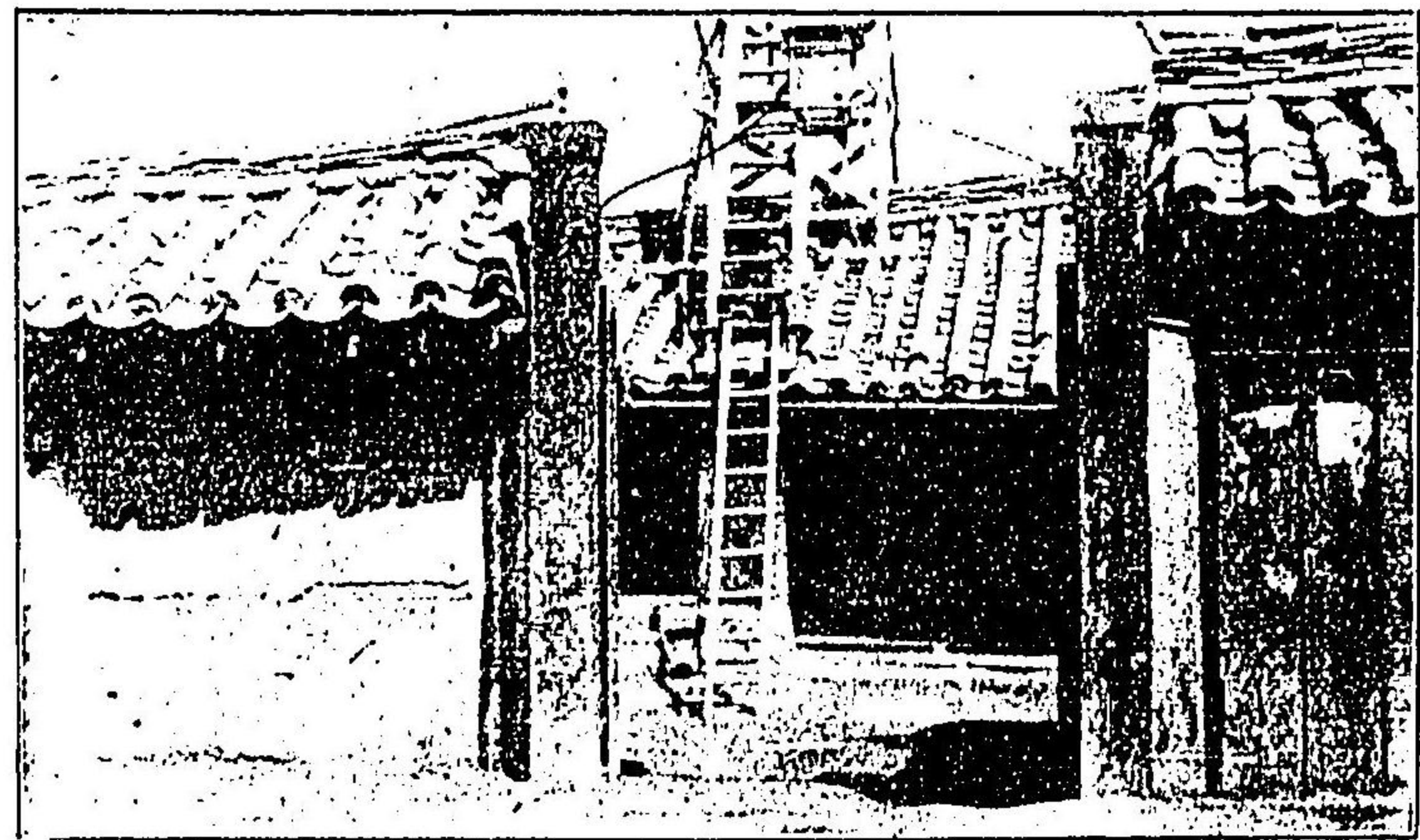
黒木寫眞館撮影



五十師團司令部及日本居留民役所



平壤理事廳



黑木寫真館攝影

# 營業品目

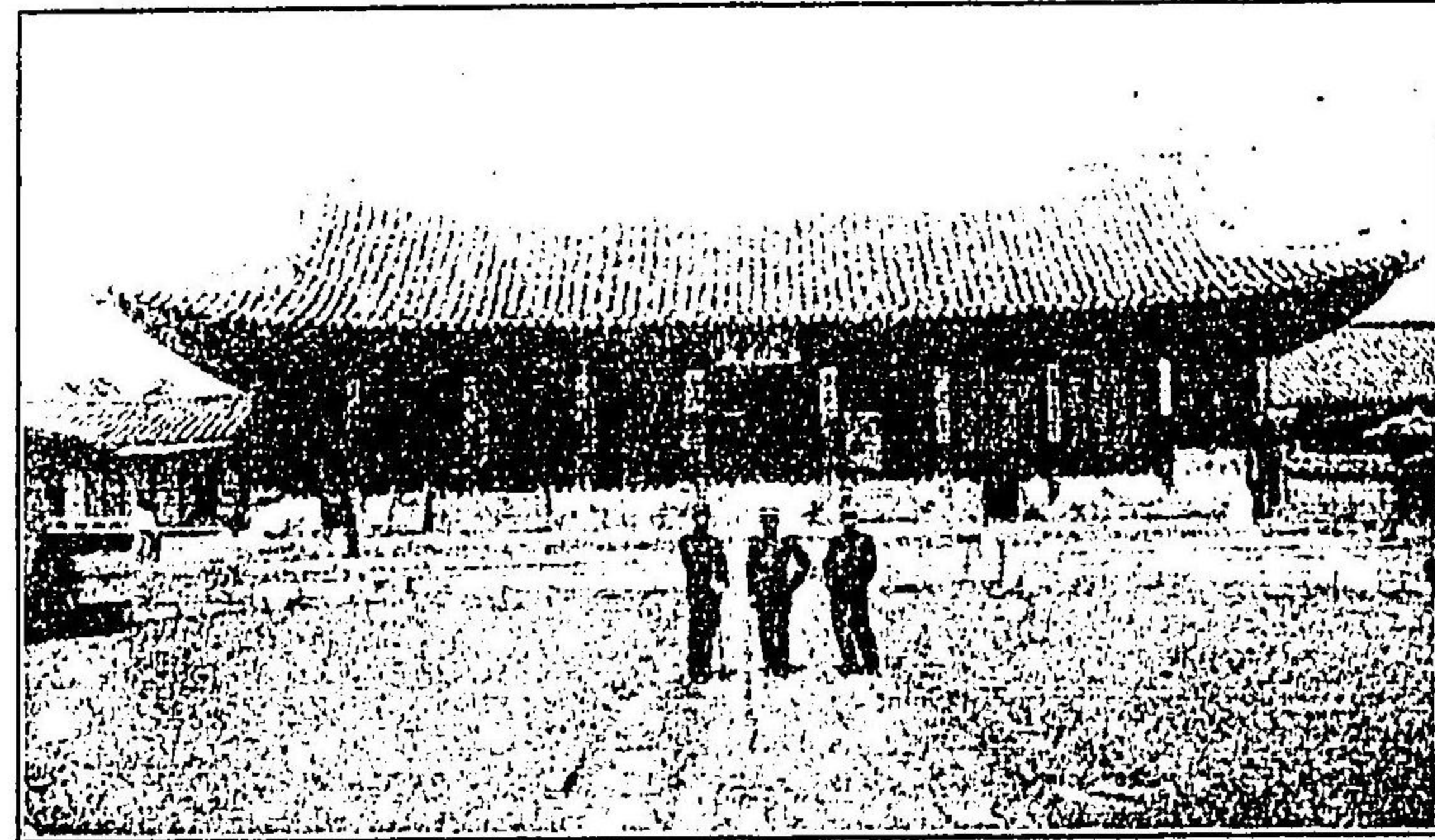
醫藥工業用藥品  
 酒精アルコール  
 有名賣藥化粧品  
 洗濯石鹼類  
 卸賣並ニ小賣

平壤大門口內  
 新井回生藥房

仁川本町新井商店



部支問顧務警及府察觀道南安平



景街通門同大



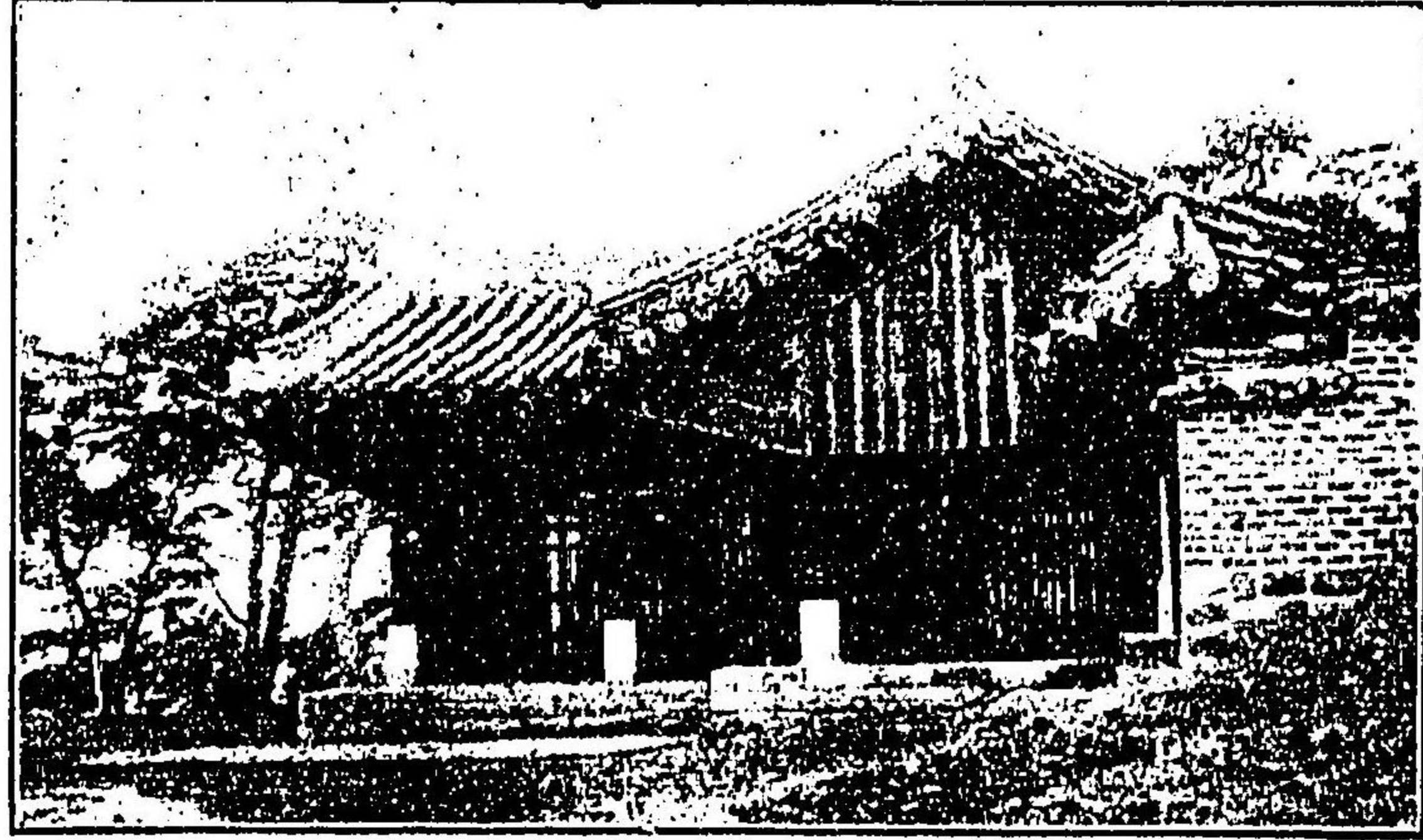
影撮館眞寫木黒

# 天真堂病院

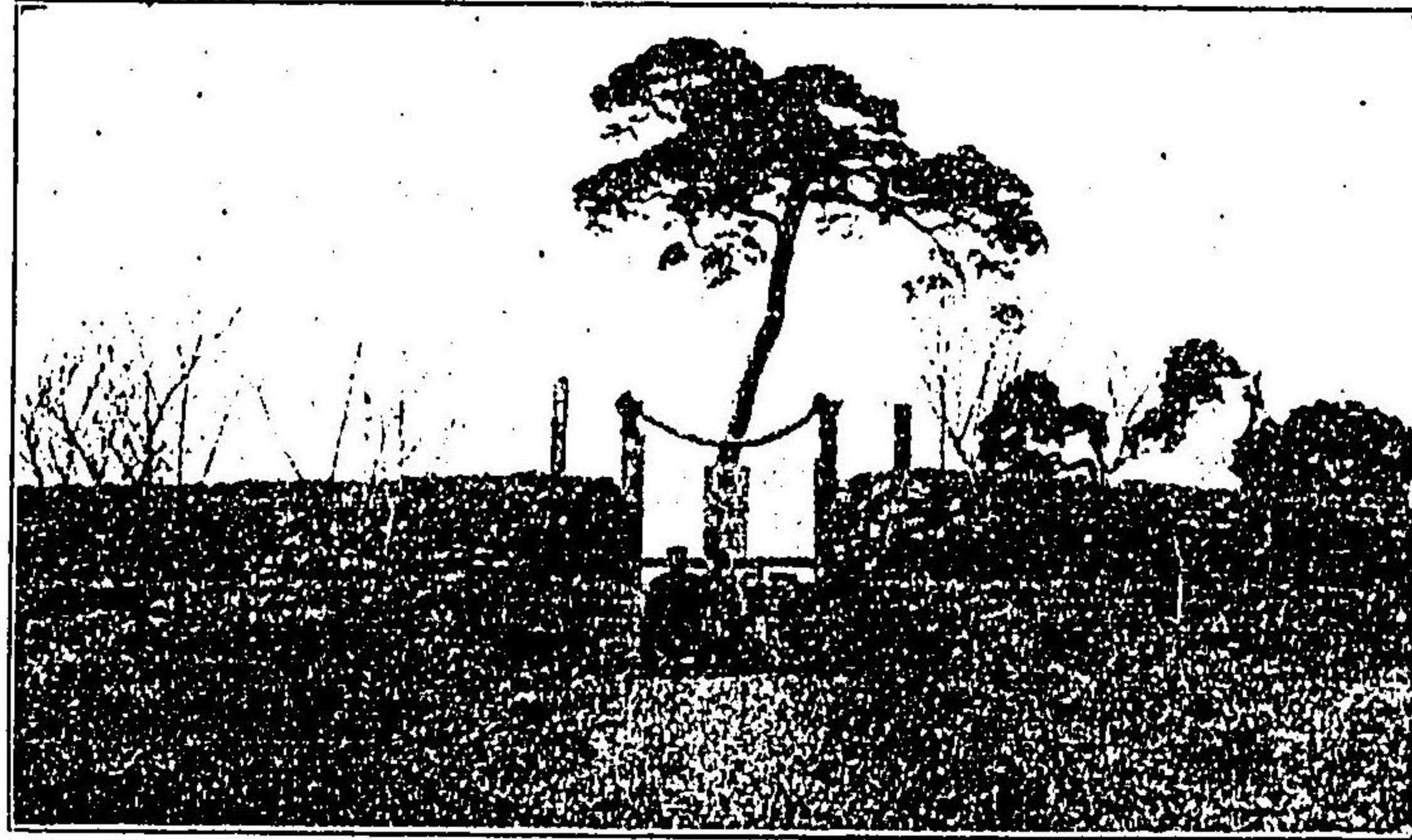
院長 松山武三



箕子廟



日本公園萬壽內哀悼碑



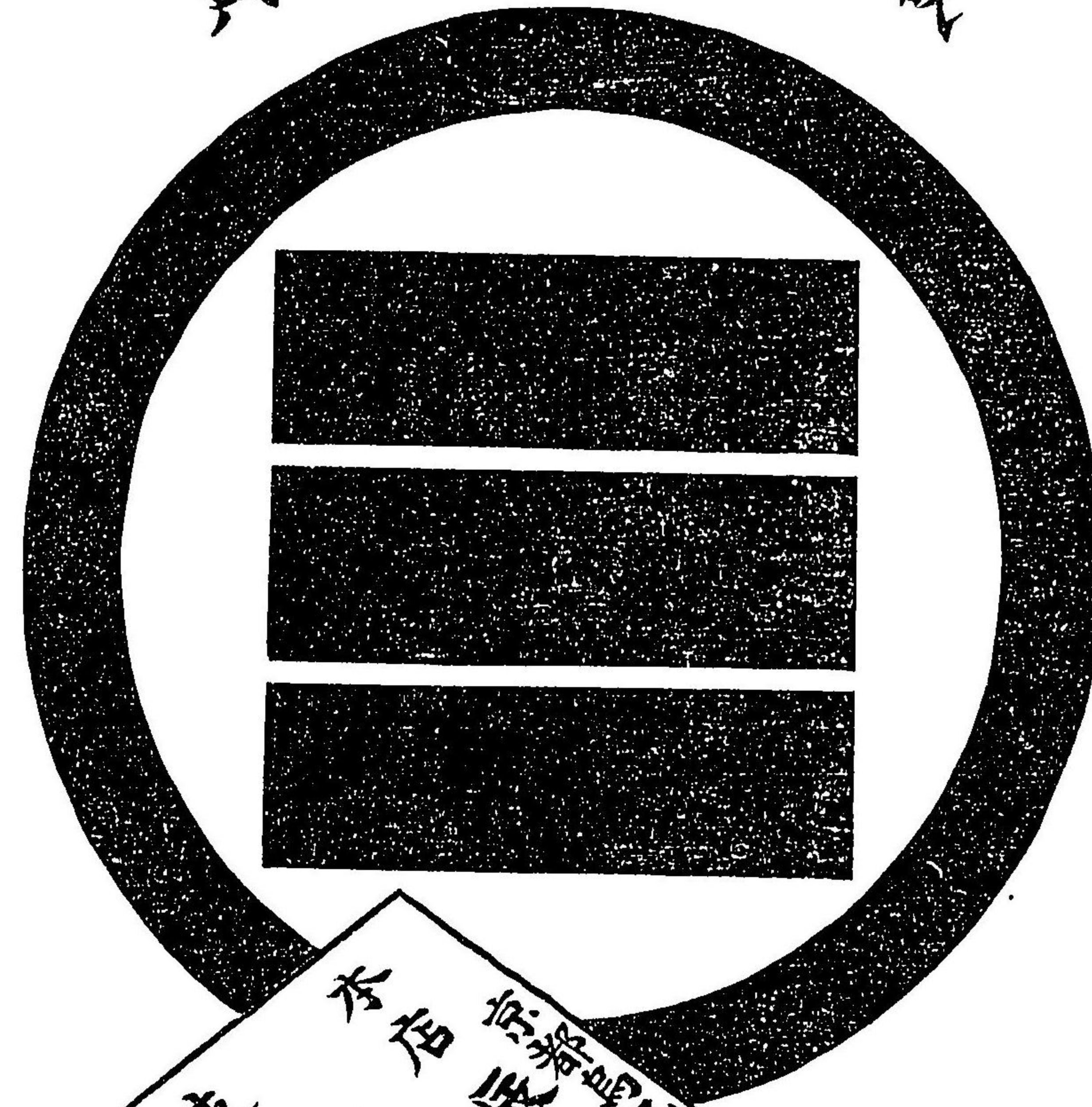
黑木寫真箱攝影

平壤新市街

# 平壤瓦製造組合



織物雜貨

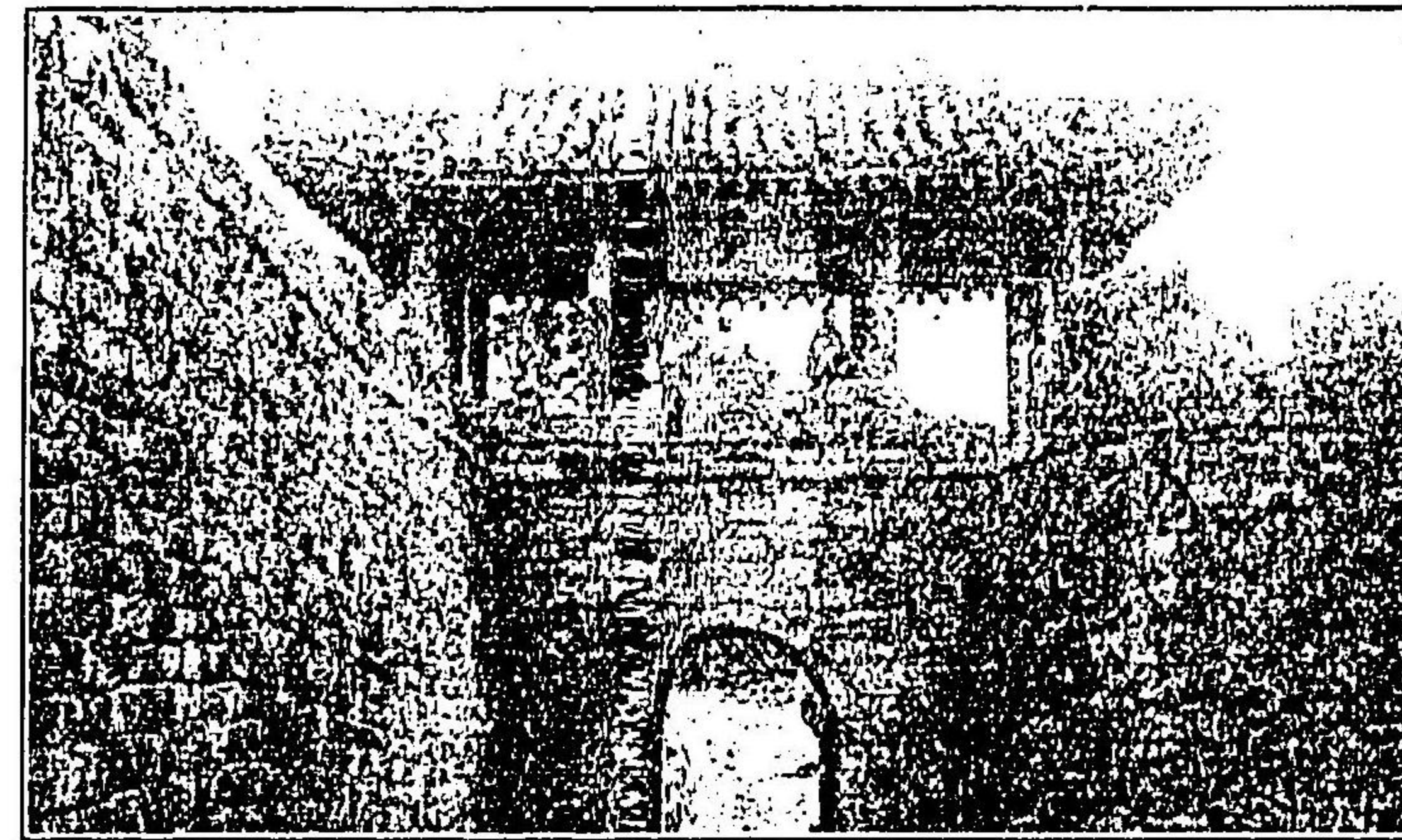


本館  
 代理  
 各種  
 織物  
 雜貨  
 批發  
 零售  
 地址  
 上海  
 南京  
 路  
 電話  
 某某  
 某某

大同門



七星門



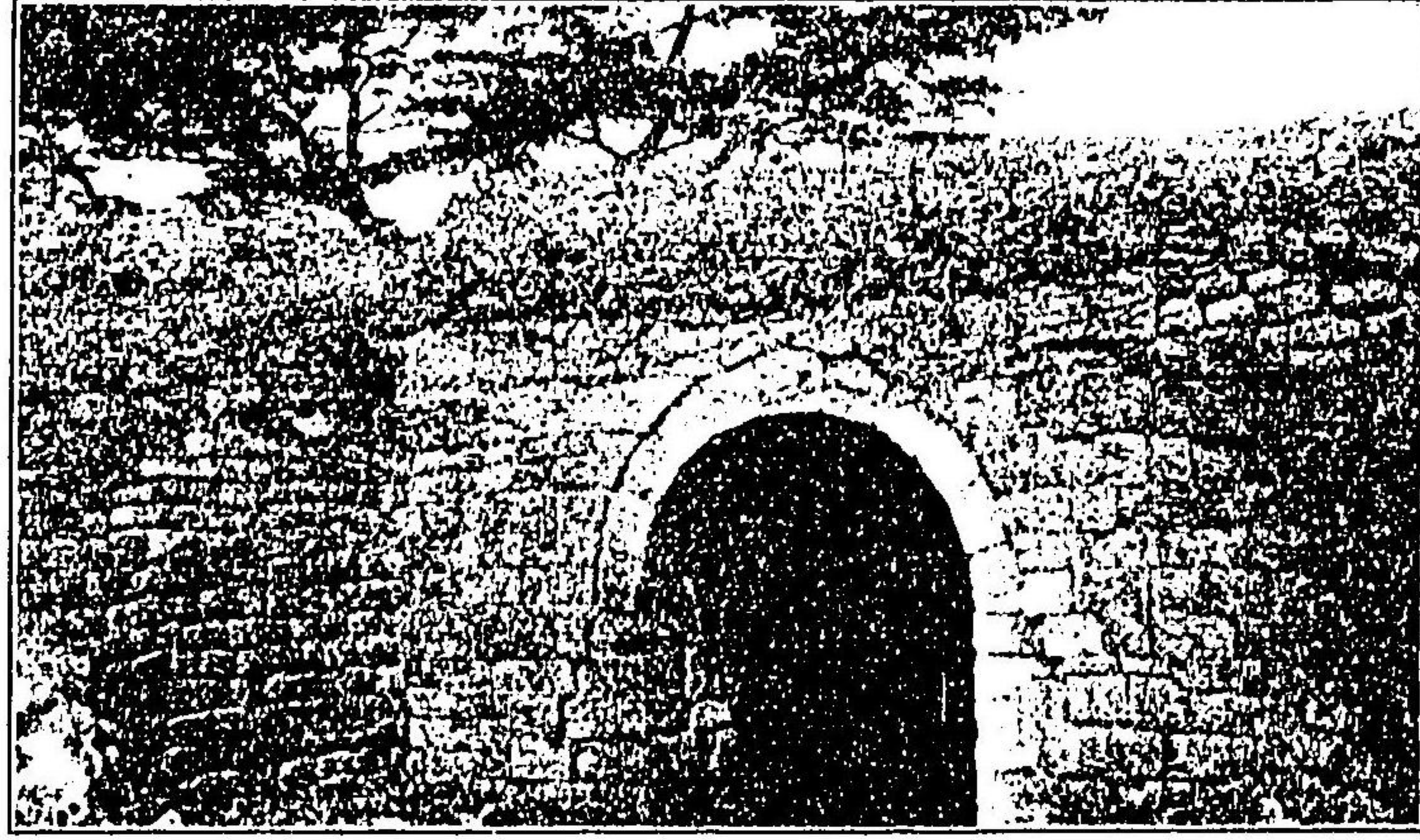
黑木寫真館攝影



壯丹臺



玄武門



黒木寫眞館撮影

### 營業品目

- 東京下駄傘
- 麻裏草履
- 雪駄足袋 卸小賣
- 煉瓦製造販賣
- 韓材木 薪 廉價大販賣
- 清酒味噌
- 醤油酢 大販賣

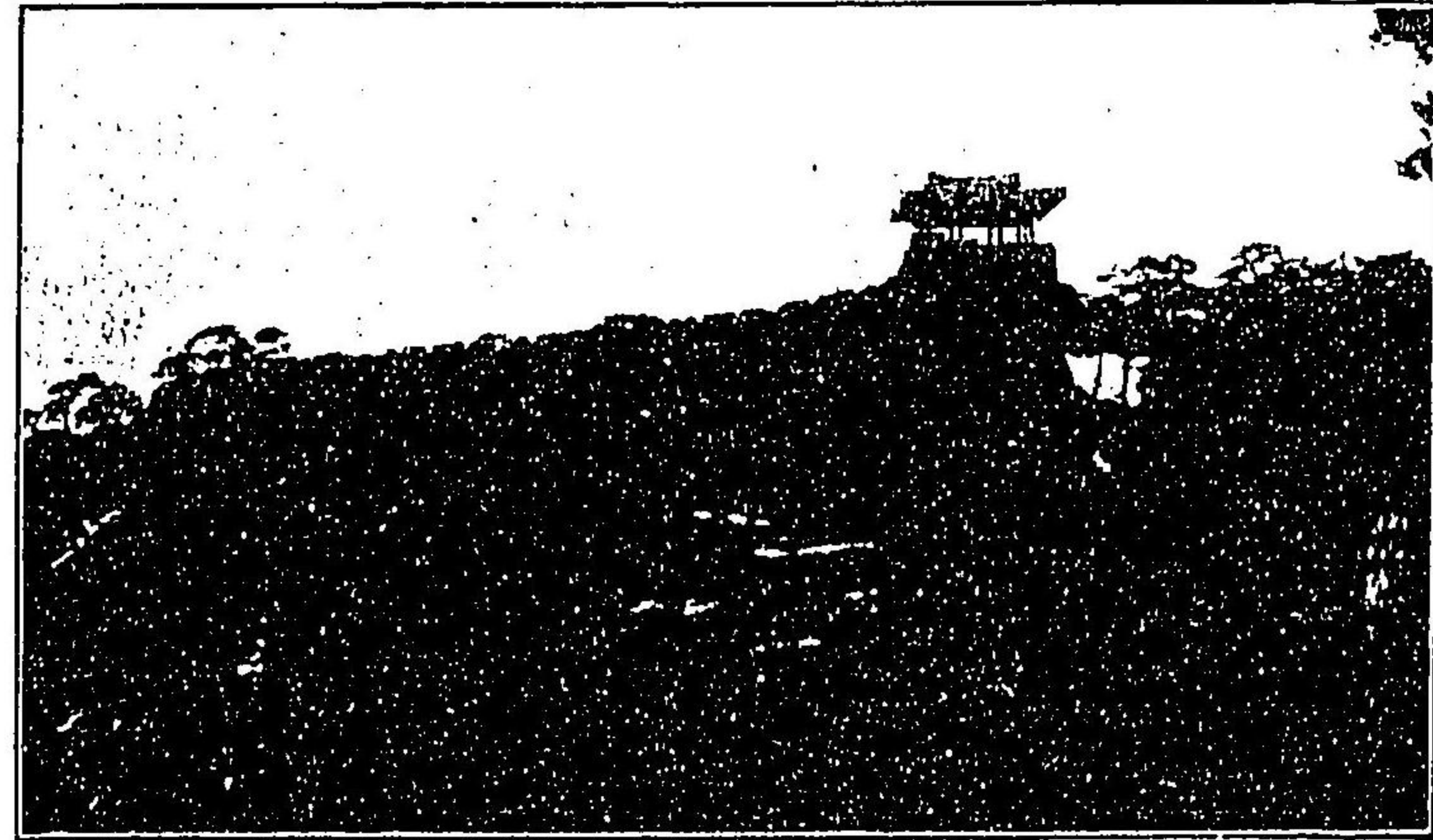
瓦製造工場を設置し日々多量に  
製出し且つ品質佳良なり

平壤大和町中城橋際

## 新井商店



乙密臺



大江同岸



黒木寫眞箱撮影

# 營業種目

銘酒 報國、春の蝶、

筑後城島町 釀造元

金譽

平田報國本店

酒類仲買問屋

平壤新市街

蒸汽精米製粉業

販賣店

平田報國支店

○本支店共に大勉強を以て御用に應じ可中候間  
多少に不拘御用命被仰付度願上候也



大商會貯水割取實景



遊藝人



韓妓



黑木寫真館攝影

# 鐵工

確實迅速

平壤鐵工所



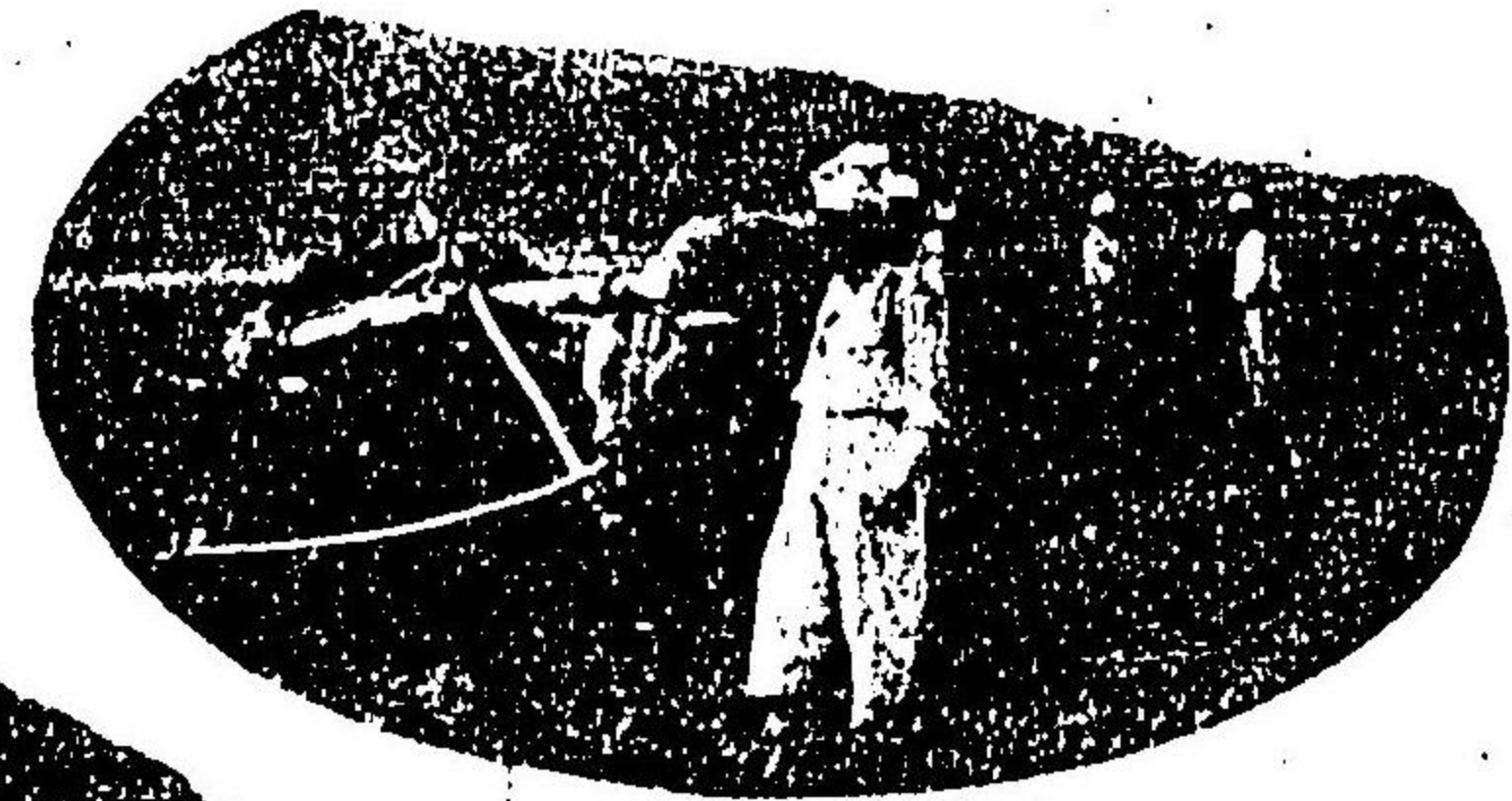
所主

大平卯三郎

韓國平壤大和町



圖ノ耘耕人韓



黒木寫眞館撮影

圖ノ俗風人韓

眺望 絶佳



平壤新市街

RINKÖTEL  
HOTEL

大同江岸

取極 丁寧





夫水汲ノ中氷結江同大



ス釣ヲ鯉ヲチ穿ヲ穴ニ氷中氷結江同大



影撮箱眞寫木黒

## 和洋御料理

- 一 料理は精撰
- 一 會席其他御便利を以て御好に應ず
- 一 代價は廉價にして専ら衛生を注意す
- 一 客室清潔西山の觀あり
- 一 浴漕の設あり御入湯隨意

新市街泉町角二軒目  
みとり



齒科  
 院長 デンチスト 大關兼記  
 新築 落成 平壤齒科病院  
 新市街大和町中城東に入る  
 治療

●煉瓦石、生石灰  
 日用陶器各種

右卸小賣共廉價販賣仕候

大橋組販賣部

平壤案内記

目次

第一節 平壤.....一  
 懷古の十年.....一  
 地勢.....二  
 人口.....二  
 氣候.....三  
 風俗.....三  
 飲良水.....三  
 衛生.....三

目次



衣食住……………三

労働……………三

貨幣……………三

度量衡……………三

漁業……………三

第二節 交通……………三

水運……………三

陸運……………三

郵便……………三

電信……………三

電話……………三

冬期の交通……………三

交通機關……………三

農業……………三

農事に就て……………三

森林……………三

商業……………三

第三節 平壤の廻覽……………三

京城發、分岐店、兼二浦、龍岡温泉、安岳温泉、黃州、盛瀨商店、  
平壤驛、箕子の井戸、離宮、新市街、新市街各商店、旅館、料理  
店、病院、大同江、平壤八景理事廳、忠魂碑、淨土宗教會所、佛教  
會、佛教婦人會、日本居留民役所、大同學校、小學校、民會所、耶  
教會堂、城內各商店、平壤新報社、朝鮮日日、大東新報、十五



目次

師團司令部、志岐組、平壤印刷社、美國學校、帝國新聞、七星門、箕子廟、乙密塗、牡丹臺浮碧樓、永朋寺鎮衛隊、四廟、哀悼碑、日語學校、練光亭、大同門、凱旋橋、真鍋農園、稻葉煉瓦工場、結氷の壯觀、歐米人、清商理事廳、警察署、人力車、婦人慈善會、青年會、平壤分院、韓國官衛、第一、五八、郵便局、各商店、五十八聯隊本部、勸業協會、商議社、俱樂部、輸出穀物商組合、萬景岱、

第四節

雜錄

平壤支倉庫の効果……………二二九  
鎮南浦税關……………二二三  
衛生會……………二二四  
新庄氏生涯の光彩……………二二六

平壤紀念日

紀念新體詩……………二二〇  
居留民規定……………二一六  
一進會……………二一四

◎附錄

關稅率表(自鎮南浦至各港)……………二一四  
汽船賃金表……………二一五  
京釜線時刻表……………二一五  
京義線時刻表……………二一六  
京仁線時刻表……………二一七  
京釜哩表……………二一七



目次

京義哩表……………三六

京義賃金表……………三六

京釜賃金表……………三六

大小荷物取扱規定……………三六

目次(終)

平壤案内記

増谷安治著

第一節 平壤

◎懐古の十年 其當時の概況と現今の其れとを比較すると人口二千を越えてをる(本邦人)平壤も今から十年前は如何なるものであつたか、今二十八年に於ける某氏の調査した記録を基として且つ其當時より在住者に関する事として聊か得る處もあつたから其概要を摘録して見よふ

本邦人の入壤前の情況 明治廿四五年頃から清國の密商船が頻りに大同江の下流を出入するに當り當地に居た清國電信局の如きは



實に多大の同情を以て之を曲庇したばかりでなく、彼等も亦自から營業者の地位に立て居つた様である、其頃我邦人も或は賣藥の目的を以て或は鑄錢所に關係があつて、當地に來て駐留して居たものもないではないが、當時韓國に於ける日清の勢力は今日に比し大多の差があつたから、我商人等は偏に清國の專横を憤つて其不正の事實を摘發して之を韓國政府に訴へて、一面では開市説を唱導したが、遂に遷延不斷の間に埋没せられ殆んど實行の期がなかつた、然るに數の本邦人を當地に在留せしむるになつた。

我邦人入壤の當初 廿七年日清交戦となつて清兵を此地に鑿殺した當時韓民等は所在逃散、城内は全く空虚となりしのみならず、我國人を見れば直に遁逃姿を隠すの有様で、被服又酒糞の如きは勿論其當時はないものときめて居つた、然れば此情況を傳聞した冒險時利の徒

何とて黙視すべき、必死となつて陸路又は水路から入壤する者甚だ多く、皆な韓民の空屋を占領して各自隨意に店舗を設けて軍人軍屬に對して酒糞砂糖又は防寒具を賣付た、此れ實に明治廿七年の十月頃であつた、之れが我邦人が入壤した當初である、而して此等は概ね是れ迄京城仁川等に在つて小商賣に従事して居たが、或は事業に失敗した者であつた、唯大倉組、向山商店、力武商店は、軍隊の御用商人として生牛糞稗の購入に従事をして居つた。

韓人相手の商業開始 當時軍隊に於て消費する韓錢は月日非常なものであつたから、急に其の欠乏を感じ、一方に於ては、銀貨の通用が未だ十分滑かでないから、茲に初めて韓人の需用に達する金巾、木綿等を輸入して通貨の運轉を助けんとした、時恰も寒氣に向ふてをるのみならず、我軍隊は既に北進して當國の國境を越えて、遠く遼東に入つた



から民心が漸く鎮靜に歸して、先に避難した者も追々歸へつて來るものも出來た、殊に當地及附近の韓人は日々軍隊に使役せられて、軍用品の運搬に従事して居たから分外の賃金を得たが、兵起た以來商況全く梗塞して大に不便を感じた就中防塞中の食料を得ざるを憂ひたりし折りであつたが、其捌け方非常で金巾一疋に付十三四圓といふ珍無類の高價を以てしかも容易に販賣せられた、此時に當て一時軍隊目的の投機を博した商人等は、同業者が一時に増加したから其景況卒かに沈滞したから、或は北進軍隊を追ふて遼東に入るもある、或は前途を絶望して南歸するものもあつたが、以上の如く金巾類需用非常に増加した好景を傳知したる京仁の商店なる者に合同して或は新に店員を派する等争ふて各種の方法を講じたが、其後れた者は、結氷の爲めに水路の運搬が全く絶えたのみならず、陸路も非常な困難であつたから其

入壤は自然解氷後即四月に至つた、斯くて七月に至る迄は續々此地に入りて貿易業を開くあり、雜貨商店を開くものもあり、菓子商を設くるもあるよう、此當時は廿七年以來今日に至るの間本邦商人が當地に於て尤も繁盛した時であつた様だ、我商人が頓挫したことは上に述べた様であるが、初めて入つたものは軍隊目的で軍隊御用商人となり、或は軍人軍屬に對し我日用品飲食物防寒具等の需用に應せんとし、多少危懼を冒して利を一時に期せしものがあるが、其後になつては朝鮮人に對し商を試みんとして、金巾木綿雜貨のるいを携帯して來て店舖の体裁を形造つたりして全く兵馬空想の域を脱したるの期があつた、然るに廿八年七月下旬義州方面にて激烈な虎列刺病の發生したが、當地も亦兵亂を経過した土地であるから、勢ひ此厄運を免るゝことはできなかつて、忽ち其發生を見たのみならず、病生瘴よ猖厥となり、爲に商業全



くできなくなつた故に我商人中にも一時之を避けて悪疫の熄滅に伴ふて八月の下旬に再び當地に歸ることゝなつた。

在留邦人規約の起源 我邦人の當地に入込み來る沿革大概は前に述べた様うだ、然るに當地は固より開港場にも非らず開市場でもなかつたが、我政府から此等の商人を管理すべき相當の官吏を發すべき筈もなく兵站部も亦職務以外の事であるから唯兵站地取締上の都合に依りて臨機の處分をなすにすぎなかつた、當地方官の如きは全く無類沈着として若し兩國民交渉事件があるとしても之れとても大抵は韓民から地方官に訴ふることなくして直に兵站部に直訴して其處分を仰ぐの有様であつた、我が商人等は或る時に於て兵站部の處分を受くる等の外は、別に一定の支配を受くることはなかつた、又營業税は勿論公共も元から空家を占領して居事故其家主の歸來までは、無論一錢の家

賃を拂ふこともなく、其居住を届出た處もなく又届出でる處もないから一べんでも來て營業して居るのをとがむるものもない、實に一種化外の天民の如き觀があつたが其れでも別に危険なことなかつた、之れは實に我が守備隊があつたからである、のみならず戰勝國の餘威に浴して身邊毫も危険を感ずる事がないから従て一團隊を組織したり或は一の名義の下に集會するようなどはなく、各自特立して任意に進歩しつゝ營業をして居た、こうも有様だから居留民人口は勿論何處の者だか何商業をし居るかはちつともわからなかつたことが、廿七年か廿八年までつゝいた、そして其間は此處にも日本人が居る、彼處にも日本人が居るといつて相往來するばかりであつた、然るに天は中々此有様の我儘を許さない、廿八年の七月になつて虎列刺病の流行を下した、そこで兵站部から我商民に對して注意をした、それは一般に大同江



の水を飲料として居るが、悪疫流行の際に江水を飲料とするのは甚だ不安心だから、居留邦人の爲めに一の口水所を設置して、在留の本邦人は總て之を飲用する事と定めたらよからう、又之に要する費用は各自の負擔とし、又此事業を管理する爲め、公選を以て取締人及評議員等を置くがよからうといふのであつた。そこで初めて、邦人戸口調査をした、そして役員を選挙した、それともすんで大同門の前に給水場を設置した。是れが當地初めての邦人規約の出来たのであつた。

然るに、右は單に衛生上の必要から促されたる結果で、まだ居留民一般に關しての規約といふてもなかつたが、

つづいて居留民も次第に増加するのみならず、其中には飯食店を開き、雇女の名義にて年少の婦女を誘來し、窮に醜業を營む者が出來て來た、漸次其弊軍隊の風紀を害せんとする虞があつたから、兵站部は再び

居留民に一般の取締を嚴にする様に論じた、そこで居留民は勿論船舶の取締方法を定めた、是れ實に十月十二日のことであつた、其當時の役員は

- |      |      |     |       |
|------|------|-----|-------|
| 取締人  | 平山平三 | 評議員 | 松村包   |
| 副取締人 | 神吉三吉 | 同   | 片山富士吉 |
| 評議員  | 高杉昇  | 同   | 木村曾太郎 |
| 同    | 吉田富雄 | 同   | 渡邊榮治  |

規約書第七章第三十九條に區分してあつた第一章總則第二章取締人及評議員選舉及權限、第三章評議員會及總集會、第四章船舶出入第五章衛生、第六章經費徵收、第七章附則として多少備はり居れど繁を避けんがため其全文を畧します。

戸口及營業別、前述のように廿七年廿八年七月に至る迄では各



自依つて自治の團體を組織せし事ないが爲め、最初から幾何の商民が當地に入りて其後、幾分の出入増加せるを徴すべき唯、僅々給水費分當金徴收當時の調査によつて七月初旬の人口八十八九人あつたを知るのみ、然るに新に選舉せられたる取締人が今回の調査したる結果は、人口百四(男九十四)女十人、戸數三十八戸にして人口の最も多いは、長崎縣人(四十二)山口縣人(二十六)福岡縣人(七)他は、各府縣は概ね一二人に過ぎず、尙營業別を擧ぐれば左の様うである。

貿易商	九	雜貨商	一〇	賣藥商	四
飲食店	五	菓子商	三	米穀商	二
時計商	二	廻漕業	一	仲買商	一
葦商	一	軍隊用達	三	理髮業	一

計四十二口で戸數の三十八符合せざる處あれども是れに二人で一

戸の家に住居して各別の營業をして居る者もあるから、序に當時から現今までの在住者を擧げると

- 佐々木芳松
- 齋藤久太郎
- 園田八郎
- 出雲谷梅治郎
- 藤井久治

の五人で園田氏の回漕業を除くの外は他は皆な仲買雜貨菓子店或は他の雇人なりしに係はらず、佐々木氏は、居留民總代の位置を占めたが、家事の都合上得止す三十八年十一月になつて其職を辭した、他も皆居留地の重要な位置を占め居留地に於ける紳士として豪商とし富巨萬を重ねるに至つた。

其當時の家屋の價格 三十八年の内多くは借家で土地家屋を買入たは僅々十一名である、其價格を記すれば横山又十郎の五間半に十



問の家が二百八十圓、四間半に十一間半、五百圓(堀久太郎)八間に九間三百圓(川上源次)等で、實に驚くべき廉價ではないか。

商況 本邦人の商業は、既に營業別にも揚げし如く重に雜貨貿易の二種なれども、重なるは雜貨小賣なり、貿易商は大口の取引なきのみならず、其賣買概ね貸賣で換言すれば、朝鮮人に向て、販賣を委託するに異ならず、假令ば五百圓物品を販賣せんには、朝鮮人は其半額乃至三分の一位に内入れをなして物品を受去り、殘額は物品賣捌きたる後に支拂ふものなるが故に、到底大口の取引をなす能はざるから、實際は小賣をして居るものもある、純然たる貿易商は金員の半額以内で、其餘は單に賣込みばかりでなく、土貨の輸出をもしたから、いふたのであらう、雜貨商中最も重なるは、三商組(谷川恒次郎)で、平均毎日五六十圓の賣捌があつた、其他は之れに及ぶものなく、概ね一ヶ月平均三百五十圓乃至百

二十圓であつたと云ふことである、又貿易商中重なるは、向山商店、五百井清、五百井長、松村、川野、高杉、谷川の七名に於ける、廿八年四月から九月に至る六ヶ月間の賣捌高合計を記せば

金巾	五、五五、〇〇〇	紡績糸	五、九三、〇〇〇
紡績木綿	四、三六、一〇〇	白木綿	四、〇〇、〇〇〇
生平布	九三〇、〇〇〇	同紺	四、六〇、〇〇〇
廣東布	一、八六〇、〇〇〇	和金巾	五、一〇五、〇〇〇
甲斐絹	三、五〇、〇〇〇	石油	八、三九六、八五五
折すず	四〇〇、〇〇〇	燐寸	五、二六七、九九〇
寒冷紗	三、六四二、〇〇〇	和布	六、九一、〇〇六
白絹	三、〇五六、七九二	染粉	一四〇、〇〇〇
紅金巾	三、八七〇、〇〇〇	陶器	八、三三、三三三



第一節 平 漢

水銀	140,000	鐵	241,000
綾木綿	120,000	鍋	221,500
綸子	1,321,000	鏡類	113,000
カンテラ	1,037,016	洋傘	235,000
ランプ	63,810	古新聞	303,000
マクネシヤ	133,550	寶丹	110,000
眞田帶	130,000	手提かばん	60,000
日本酒	600,000	小間物	1,134,000
鹽魚類	233,200	繩臥	1,256,000

合計六萬九百五十五圓九十七錢八厘

右は七八月に至り閉店せるもあつて或は賣上品の全部を揚げないものもあつて整理な統計とは云はれないが其一斑を知ることができ

る。

又五百井長、五百井清、向山商店、馬木商店等に於て四月から九月までの三月間に輸した重要品と其價格を擧ぐれば

大豆	9,974,555	小豆	4,026,420
牛皮	4,233,121	米	25,000,000
砂金	3,000,000	生蠟	150,624

合計金五萬六千七百七十六圓八十八錢

尙は輸入品の重なるものに就て、其價格を擧げると

金巾	5,500	金巾新義源	3,940	紅金巾	3,100
金巾烟管	4,700	同二番鷹	4,100	綾木綿	5,400
金巾小鷹	4,600	甲斐絹	5,000	日本小麥	7,200
日本木綿	1,100	石油(二箱)	3,600	白絹	2,200

第一節 平 漢



日本打綿(四十)	一、四〇〇	梅鍋	一、一〇〇	大和鍋	、四〇〇
折すす(斤百)	、五〇〇	ボス燐寸(噸)	、三、〇〇〇	眞田帶(丸)	一、三、五〇〇
赤双子(反)	、三、〇〇〇	鶴印紡績綿(反)	一、三、〇〇〇	萬印紺木綿(反)	、五、〇〇〇
馬印黃燐寸(打)	、二、四〇〇	象印まる燐寸(打)	、三、六、〇〇〇	洋傘鐵物(本)	一、一、〇〇〇
洋傘木綿下等(本)	、五、〇〇〇	銅監(組)	二、三、〇〇〇		

更に輸出品の重なるものに就て價格を記せば

砂金	四、五〇〇	馬蹄銀	八〇、〇〇〇	大豆(石)	三、〇〇〇
中白米(石)	六、〇〇〇	玄米(石)	五、四〇〇	牛皮(斤百)	二四、〇〇〇

韓人の感情 韓人が本邦人に對する感情は極めて平穩で毫も壓  
 忌の色がない、却て我守備隊によつて地方の安寧を維持せられて居る  
 のを幸とし、我商人の多數入込んで開店するを見るも、尋常視して別に  
 何の念をも抱くものないようになつた。

唯だ軍隊附屬の夫々に至ては往々不法の所以あるを見た此一點は、  
 韓民も本邦人に對して其弊風を會定するを憚らなかつたが、其他に記  
 述を要するものはない、此れ固より戰勝の餘威軍部は更に近々我公使  
 に右の趣を移牒し來るべしといふ。

◎地勢及人口 平壤は韓國平安道の清川江以南即ち平安南道の東  
 南端にあつて、大同江を溯ること四十五哩、江の右岸に沿ふて、其東北に  
 光風山及東山といふのがある、又西北には老鶴山やの大寶山がある、大  
 同江を隔て、遙に黃海道、平安南道の境をして居つて、黃州郡と相對し  
 て居る、平壤は韓國河港中唯一の港であつて、西北三十八哩の下流に鎮  
 南浦がある、又黃州兼二浦と相隔ることが廿六哩である。

當地から義州には約五十里で、京城、元山も亦同じ里程である、安東縣  
 に至るには、鎮南浦に出て海路一日程にて達することが出来るのみな



らず陸では平壤驛から汽車にて一日にして達することができる。尙新義州、京城、仁川、釜山の間は鐵道の便がある。

兎に角大同江口は水深常に七八尋を保て、幅員は六七丁もある、何しろ數千噸以上の汽船を優に數十隻も泊せしむることが出来るのである。昨年来英國の東洋艦隊中一萬噸以上の巡洋艦が四隻までも碇泊したが些か支障はないのである。此の如き水深く灣のひろき處にあるのが即ち鎮南浦でこれより三十五哩上流に、此處平壤があるのである。大同江は河とはいへ内地の河を見て居る人には一寸と想像がつかぬのである。初めてのものには一寸と海港の如く思はるゝ、そして河港であるから風波の憂もなく、天然の良港をなして居るのである。

平壤は韓國の舊都であるから、市街の周圍に城壁を築てあつた、それが内壁、中壁、外壁の三つに分れて居る、今は外中の二壁は、こわれて見え

ないが内壁のみはまだ残て居る、新市街は、此内壁と中壁との間にあつて約十萬坪を有して居る。

◎居留人口 今から十年前以前は僅々百人に少しく餘るばかりであつたが、本年一月の調査によると實に左表の如くである。

平壤人口調査表

戸數		人口	
北海道	二	三	六
東京府	三	六	一
神奈川縣	二	七	二
長崎縣	五	二	七
埼玉縣	三	六	二
千葉縣	一	七	三
山梨縣	二	六	一
岐阜縣	二	三	二
宮城縣	二	六	二
福島縣	一	七	九
青森縣	三	七	八
秋田縣	一	二	二
石川縣	九	三	三
栃木縣	二	六	一
三重縣	二	三	二
静岡縣	二	六	二
滋賀縣	九	七	二
長野縣	八	二	二
京都府	二	二	二
大阪府	三	三	三



第一節 平壤

兵庫縣	三	四	鳥取縣	二	三	德島縣	八	元
新潟縣	四	二	岡山縣	七	三	香川縣	一	五
群馬縣	一	六	山口縣	突	二	高知縣	三	八
茨城縣	三	二	大分縣	三	一	奈良縣	九	三
愛知縣	三	四	熊本縣	六	七	鹿児島縣	六	三
巖手縣	一	五	山形縣	三	四	福井縣	六	三
富山縣	六	五	島根縣	一	五	廣島縣	三	一
和歌山縣	五	三	愛媛縣	二	三	福岡縣	六	一
佐賀縣	一	五	宮崎縣	〇	〇	沖繩縣	〇	〇

合計 戸數五九二  
 男 一、二六三  
 女 六二  
 計 二、〇六四

右は兎に角届出の分のみであるが、此以後又々移住して來在人もあ

りかつ、届漏れの分もあらうから、先づ日本邦人の戸數は八百と見てよからうと思はるゝ。

平壤は開市前と雖も何分舊都のことであるから、韓人の戸數も多くあつたが開市以後其發展と共に、漸次移住者を増加して、韓國有數の商業地とはなつた。此の盛況は、昨年五六月頃から急激に膨張したもので、新市街が、日露戰爭以後に、發展して來たのと同様である。

城内韓人戸口

(警務廳調査)

大興部

戸數 一一二四

雇人 二〇六  
一四二

人口 男二四四一  
女二三八三

家屋 瓦屋一〇二五  
草屋二三九五

第一節 平壤



第一節 平壤

隆興部

戶數 一四五九

人口 男二四四一  
女 二三八

隆德部

戶數 一二六八

人口 男一五五七  
女一五八五

計 戶數 三八五一

人口 男六四三九

雇人 男二〇六  
女一四二

家屋 瓦屋一〇二五  
草屋二三九五

家屋 瓦屋四五五八  
草屋三一〇一

雇人 男九一七  
女五〇〇

雇人 女四二〇六

雇人 男一三二九  
女七八四

家屋 瓦屋六六〇八  
草屋七八八五

平安南道各郡韓人戶口表

(卅八年未調查)

郡名	戶數	男	女	計	均人口
三和郡	五,四三三	九,八六六	八,六二七	一八,四九五	三強
龍岡郡	八,二〇三	一四,四四五	一二,三三二	二六,七七七	三強
江西郡	四,〇七六	九,三三六	八,〇四三	一七,三七八	四強
咸從郡	三,〇三一	六,八九三	五,四九四	一二,三八七	四強
甌山郡	一,二〇六	三,五三二	三,〇三四	六,五六六	五強

第一節 平壤



第二節 平壤

道	海	黄	安岳郡	長速郡	殷栗郡	豐川郡	長淵郡	松禾郡	文化郡	信川郡	計
			五、五六	一、三〇〇	一、九〇八	二、二五五	六、八二三	三、三〇四	三、六六五	四、二二三	五〇、八二六
			一〇、七六六	二、七六〇	五、〇三三	六、一三三	二、四三五	六、五五三	六、二四〇	六、五四五	一〇〇、五三〇
			九、九六七	二、一四四	三、九二二	四、七六七	一三、〇〇六	五、三八九	五、五〇二	五、一八六	八七、四〇三
			二〇、七五五	四、九〇四	六、九二五	一〇、九〇九	二五、四三一	一一、九四三	一一、七四二	一一、七三二	一八七、九三三
			四	四	四	五	四	四	三	三	三
			弱	弱	強	強	弱	弱	強	弱	強

◎氣候 當地の氣候は、概して温和である、然れども我が國の氣候と比較したならば春秋の二期が至つて短かく夏冬の二期が夫れだけ長い言葉を換へて云はゞ、春より夏、秋より冬に移る期間即ち、暖より暑、暑より寒に及ぶ、其變化が甚急劇なのである、故に四季温和の日本とは到底比べものにならないが、冬季嚴寒の候を除くの外は先々宜いと云ふて可なりである。

霖雨期は例年七八の兩月で恰も我國の土用中で内地の霖雨期より遅るゝこと約三十日程である、空氣は一般に乾燥せる方であるから、梅雨中と雖も日本の如く甚だしく濕潤を感じない。

夏季中、晝間の炎熱は、甚だしいが、夜間は、冷氣を催して單衣一枚の素肌では、立きれないことが往々ある位で、一晝夜の温度の差が、實に甚だしいから、夜間の涼風に日中炎熱の苦を忘るゝ事が出来る、試に明治三十三年より三十八年に至る七年間の六、七、八月午後二時の寒暖計華氏の最高のみを左に載せた。

華氏寒暖計最高温度表 (午後二時)

第一節 平壤



	六月	七月	八月
明治三十二年	八十八度	九十二度	九十四度
明治三十三年	八十九度	九十五度	九十二度
明治三十四年	九十二度	九十五度	九十六度
明治三十五年	八十九度	九十度	九十度
明治三十六年	八十七度	九十一度	八十八度
明治三十七年	八十九度	九十度	九十三度
明治三十八年	八十八度	八十八度	八十四度

冬は寒威甚だしく華氏の零度以下六度位に降ることがある斯う云ふ寒さは毎日連続するわけではない氣候の不順は冬季が甚だしくして新渡來者をして驚かしむるので所謂三寒四温といつて寒い中にも温かい日が續くと云ふ工合であるから幾らか辛抱の仕宜様に出來て

居る。

今前表の同年間に於ける十二、二、三の三箇月の午前六時最低温度表を左に掲載す。

華氏寒暖計最低温度表 (午前六時)

	一月	二月	十二月
明治三十二年	六度	十四度	八度
明治三十三年	二度	九度	八度
明治三十四年	零度	四度	零度
明治三十五年	零度	九度	十八度
明治三十六年	六度	十二度	七度
明治三十七年	十度	零下六度	九度
明治三十八年	四度	五度	



寒冽の甚だしいのは午前四時頃より午前五時過ぎに至る約一時間である。此の一時間内は零度以下十五度乃至二十度になる事が往々あるが晝間は別に差したることはない。

◎風俗 一体に開街地と云へば大概派手で然うして少々不景氣でも空景氣を付て居るが、當地は京城に似てジミで仁川の様に居留民の人氣が一致しないで、我居留民の風俗は外國人ならいざ知らず、我々日本人の眼から觀て、今更書き立てる迄もない、何しろ我國の各地方人が集り來て此處に小社會を形造つて居るのだから、其人情風俗杯も千差萬別であるが、細密に説述すると自然と其所謂アラなるものが出るのは數の免がれない所であるから、茲には其煩を省く事にした。

韓國人の風俗に至つては、何分他國人の事であるから眼新らしく却却面白い感がある。

元來韓國の種族には、兩班、常漢、奴隸と三つの區別がある。兩班と云ふのは文武兩班と云ふの意味で、即ち我國の士族である。常漢とは平民であつて、此國の勢力は貴族にあるのであるから、平民は全く奴隸同様に何等の權力もなくして、唯だ政府の命令通り租税を納入するに過ぎない。奴隸に至ては、殆んど人間視せられないで、恰も牛馬の待遇を受けて甘んじて居るのである。

上流社會(兩班常漢)の富豪を云ふの人間は、重に京城に居つて其他の地方には指を折つて數へる程しか居ないが、當地などは、京城に次いで富豪などは、澤山といふ程ではないが、少々は居るのである。是等の富豪は、貿易商或は米穀商を主として居るが、此等は會社的の事業もあり、個人としては、各自商業に従事して居るものもある。

韓國の民は、一般に無氣力小膽であつて、上下を通じて遊惰の風をな



し七分は午睡三分は喫煙に其日を徒消して終ふのであるが中流以下に至つてはトントお話にならない、即ち働き、鼓腹の慾を満すの外他念なきは、此國の風習である。

降雨は彼等の最も恐るゝ所であつて、若し仕事の最中に雨が降れば其仕事の如何なる事でも頓着なく、二時間でも三時間でも氣永く、雨の歌む迄他に雨宿りをして例の長煙管をスバ／＼燻して居る。

最も風俗として奇なるは婦人側に有りて男子よりも上權を有する位にて自分の夫と雖も氣に合はざる事ある時は暴言を吐き非常に是れを訓むる事あり。

韓人は決して男女同居せず婦人は門口に紙札を以て婦人室不可入と記せり花嫁の如きは、三十日以内は何人とても見せないで用件の爲め外出の場合は、大なる竹製の深き物を以て、面部をかくして歩行する、

又貴婦人にては(ユシ)に乗りて往來せり、富豪者は其兒が十歳以上になれば、夫婦の約を成立せしむる者にて、其約定濟の者は、頭髮によりて之を分明ならしむ、何程歳を重ねるも、妻なきものは小兒と同様尤も輕卒に取扱るゝのである。

此外婚禮葬式等雜多なる奇異の状態の記すべきもの種々あるが、それは煩雜に涉り、材料蒐集に非常に勉めたれど期日の切迫と限りある紙數の爲に遺憾ながら是にて筆を擱く、何れ再版の期を得て精密に探查して重修を期せん。

◎飲良水 飲良水は日韓人共に大同江水を飲用しているが井戸も所々に在るのであるから充分と云ふて差支えはない何れも此水沈みは韓國人にして井江共に石油空罐一荷に付き三錢より五錢と云ふ割合で道の遠近に應じてある。



◎衛生 傳染病は、赤痢腸窒扶斯、天然痘等であるが、近來種痘の奨励が行はれてから、韓人間にも痘瘡の流行が少ない様である。病性は一般に、輕易であるから死に至るものは、尠ない様である。

何様附近韓人部落の不潔が媒介となるのだから、堪らない。此不潔の生産物たる、蠅の多いのには、實に驚かざるを得ない。飯時には飯上黒山と云つても、差支へがないが、新市街は、比較的清潔法が行はれて居るから、蠅も大分尠ない様である。

夫れから一つ面倒な奴は、風土病の「マラリヤ」熱で朝夕氣候の差が甚だしいから、假眠でも食らうものなら、直ぐ此の「マラリヤ」熱に、胃されるのである。併し當地のは、臺灣の如く、悪性でないから、大概は容易に平癒するのである。兎に角、蒲團を着て寝さへすれば、滅多に胃される事はない。現に我輩の様な、不養生の病身者でさへ、只一度胃されたのみで、而か

も輕易の襲撃止まるのであつた。又脚氣病もあるが、是は韓人には皆無で、日本人にのみある其原因は、所謂米食によるが、故に麥飯を用ゆれば、決して罹る患はないのである。

◎衣食住 在留の我邦人は、衣食住とも本國にあると少しも異なる所はない。衣服は、日本の織物を以て拵へ、帽子、下駄其他に至る迄、悉く日本より輸入せるものを使用するのである。野菜などは、日本人、支那人、韓人が互に耕して居る。魚類は、我漁船が、澤山來て、鎮南浦へ入り込む。業に就て居るから、少しの不便も感じない。唯だ嚴冬流水期中は、漁獲がないから、五六十日間、は、雞肉、牛肉、豚肉などより仕方がない。然し其期間に於ても、釜山から汽車にて時々送り來るから、高價ではあるが、不自由なことはない。是れ等は、比較的本邦よりも廉價である。家屋は、我が大工、左官が是を作る。其外歐清人も皆な、大同小異である。



韓人は貴賤貧富の別もなく好衣好食の僻があつて、老幼男女を問はず、一般に金巾又は木綿を着て、羽織襦袢等は専ら支那絹織物或は我が甲斐絹等外國品を用ひて、自國の織物を纏ふのは稀であると云ふのは、外でもない、自國の織物は、紬、木綿、麻布等僅々二三種に過ぎないのみならず、品位劣等であつて加ふるに價格尊いから、勢ひ体裁よくして安價なる外國品を用ふるのである。

帽子は、竹、馬の毛及び絹にて造るのである、常に黒色のものを用ふるのである、此帽子を製する所は、國內到る所にあつて、國喪の時は、國內一般に男子は、素服する國法があるが、女子には妨げない様である、食物は米、麥粟等であつて、副食物は、牛肉、魚肉、豚肉、鳥肉、野菜及び貝類であるが、野菜などは、多く生食し特に韭菜等は、彼等の最も嗜好する所である、茲で鳥渡書き加へて置きたいのは、俗に云ふ、眞瓜瓜の事で、此瓜は、韓人が

非常に好む所であつて、夏時飯米の代用として、眞瓜の出盛りの時は、我が煙草專賣局の輸出煙草にも、非常の影響を及ぼすと云ふ位である、彼等下等勞働者が、煙草を買ふべき代を以て、此眞瓜に代ふる所以、其の熟不熟には、敢て頓着しないのである。

一般韓人の住居して居る家屋は、到る處規模矮少で、其構造は、木骨土肉と謂ふべく、數本の柱に、土石を積み圍として、壁、寧ろ、泥をなするのである、床は、石を以て疊み、床下に火を焚くべき構造、是れが即ち温突と作るものである、温突に生活する事は、上下を通じて同じであるが、中等以上、上流社會の家は、一般人民の矮屋に反して、頗る宏大であつて、必ず男室、婦人室が區別されて、物置、厨下人の細に至るまで男女委く室を分ちてある、故に其構造も亦自然宏壯堅固であつて、其建築材料の如きも強大なる材木を用ひてある、外觀亦た、大いに見るべきものがある、屋根は中



流以上は、瓦を葺き、矮屋は、草及び藁等にて雨露を凌ぐのである。中流以下は、其衣食に豪華を極め居るに反し、住家の一點は、其構造の拙劣なる、比較的權衡を失せるやの嫌がある。依つて當國に遊ぶ諸外國人は先づ、韓人の風采を觀次に、其家屋の構造不完全なるに驚き、工業の進歩せざると、其衣服の割合に美なるとに疑惑を生ずるのである。矮屋は、概して九尺二間位のもものが最も多い。建築材料としては、前述の如く矮屋には、柱用の松材數本を要するのみであるから、其材料を遠方に仰ぐの必要はないが、中流以上の家屋となると、其材料に多大のものを要するのと、韓國内にあまり大樹がないことによりて、鴨綠江の上流厚昌郡地方より産出する松材を用ふるのである。

◎労働 當地が日進月歩の發展に伴はれて、勢ひ労働者の入込むものも、非常に多かつた所へ、果然日露國交斷絶し、互に蠶端を啓いてより

は、當地が軍事上樞要の土地となつたので、勇心滿々たる諸人の、入り込むものが、益々多くなつた。隨て家屋の新築ありとあらゆる方面に、大忙を來たし、大工、石工、左官、土方、仲仕、木挽、杯一時は、いくらあつても、足りない様な感があつたが、是等労働者の多くは、安東縣又は、開放されし占領地等へ移住した爲に、労働賃の如きも割合高價である。

當地の土木請負業者や、仲仕などは、重に韓人を使役して居るが、成績頗ぶる良好で、非常の利益を獲して居る。左に昨年と今年の労働者賃金表を掲ぐ

	三十八年	三十九年
大工 日給	一、八〇〇 <sub>円</sub>	一、二〇〇 <sub>円</sub>
左官 同	一、八〇〇	二、〇〇〇
木挽 同	一、五〇〇	一、五〇〇



第一節 平壤

仲士 同	一五〇〇	一五〇〇
石工 同	二〇〇〇	一八〇〇
韓人夫同	〇五〇〇	〇四〇〇
下婢月給	六〇〇〇内外	六〇〇〇内外

元

◎貨幣 當地流通の貨幣を述ぶるに先つて勢ひ全韓國に通用する貨幣の種類を掲げねばならむ。

内國貨幣

新式貨幣	二錢五分白銅 五分赤銅貨 一分黃銅貨	法定價格 同 同	我五錢相當 我一錢相當 我五厘相當
舊貨幣	一文錢 當五錢	共	法定價格 我二厘相當

日本貨幣  
舊一圓銀貨

外國貨幣

其他補助貨  
墨西哥西貨幣  
支那貨幣  
露國貨幣

以上の表にある貨幣が韓國何れの地にても流通するかと云ふに決してそうでない、内國貨幣中の舊貨は肅宗以來の發行にかゝる所謂一文錢葉錢なるもの李氏朝十八年に鑄造したる當五錢發行の當時は一枚を以て葉錢五文に換るといふのであつたか、近時は總て葉錢と同價格を以て取引せらるゝのである、此舊貨は八道至る處に流通されて居つたのであるが、白銅貨の流通さるゝと共に京仁地方と同じく今は白銅貨に壓倒された様にある新貨の二錢五分白銅相當で舊錢廿五枚に當ると云ふのであるが、一昨年來彼の亂鑄盛んにして品質の粗悪とな



つたが爲めに大に下落して一時は我百圓に對する二百八十圓と云ふ大暴落迄來した事があつたが最新貨幣の發行されて目下各開港場市場で交換されつゝあるので昨今二百一二十圓迄押戻たのであるが交換率は最新貨百圓に對する二百圓であるから其間の差のあることが不思議の様である何様亂鑄の結果中には交換にかゝらぬ程の悪錢が雜つて居るからである五分赤銅貨は我一錢相當舊錢五枚と云ふのであるが白銅貨下落の權衡上我五厘にしか通用されない併し發行額僅少であるから餘り多くを見受けない一分黃銅貨我二厘相當舊錢一文相當であるが是れも極僅少であるから見受ることが少ない先づ流通貨幣中の大達物は二錢五分の白銅貨であるが最新貨幣の交換を了せらるゝと共に市場に其影を止めぬ様に至るであらう。

外國貨幣中最も多く流通せらるゝのは我が五十錢二十錢十錢銀貨五

錢白銅であるが是れ等は多く開港場のみで寒村僻地の通用には適せない故に當地から田舎に出掛けるには韓國と交換の上でなければ大に不便を感ずるのである此外我が舊一圓銀貨は外人の經營せる諸所の金鑛に使用されて其少額は市場にも流通して居る尙開港場に行はるゝ大取引には日本銀行の兌換券と第一銀行發行の一覽拂手形とが行はれるが其中第一銀行手形は近來其發行の額も多大にして且つ信用の度も益々加りつゝあるから却々盛んに流通して居る様である此外墨西哥西支那露西亞等の貨幣が往年は行はれて居つた様であるが今は少しも見當らない。

韓國にて此頃發行された最新式貨幣。

二十圓 十圓 五圓

の金貨我が二十圓十圓五圓と同量同質なるもの



半圓 二十錢

の銀貨我が五十錢、二十錢と同量同質なるもの

五錢 白銅貨 一錢 赤銅貨（我と同じ）

の七種類は目下各開市港場に於て交換されつゝあるが韓人の氣受けも宜しく圓滑に流通されて居る様である。

◎度量衡 韓國に於ては從來度量衡の基本明定せられず且つ原器備はらざるを以て度量衡の種類頗ぶる多く八道の各郡皆其の比準を異にして居つて其の製作甚だ粗にして殆んど一の信憑すべきものがない。

今や通商貿易日に愈々頻繁ならんとするの時に當り斯くの如き不完全なる度量衡を製用せば彼我の賣買交易に不便尠なからざるのみならず是が發達を阻害するや多大なるを以て我邦の制度に法り新たに

度量衡規則を制定し三十五年十月十日附を以て翌年七月一日を期し施行する旨發布せられたのだが韓人の之を實行せないの昨昨年三月又亦量衡法を改正し量の單位を日本と同一ならしめ量器の如きも度量衡の元則に則り之を改正せられたが何しろ韓國の事であるから一般僻鄙にまで行き渡るのは中々容易な事でない現に當地方に至りては矢張り舊習を用ひて居るのであるで從來製用の度量衡器を調査するに各郡皆其長短輕重の差違著しくして殆んど歸一する所なきが如しと雖も度器と衡器に於ては其差違全く製作の粗惡に基因するものであつて準據する所は一に京城市慣用の度衡に歸する様であるが量器はさうでなくて各地全く其形狀容量を異にして居る依つて茲に諸子の參者の爲めに専ら當地方に於て慣用する舊習の度衡器の差及び量器の容量を列擧して我が度量衡との差違を示さう。



▲度 當地方一般に慣用する尺は我が尺にて一尺三寸五分であつて即ち我が尺より三寸五分も長いのである

▲量 黄海平安兩道にて慣用の朝鮮樹を以て我が日本樹にて一石の量を得べき數を左の諸郡に分ちて之を擧ぐれば

銀波	二十四升	沙里院	二十七升
蒜山	三十八升	文化	四十三升
殷栗	五十五升	長淵	四十五升
長連	五十五升	信川	四十四升
安岳	四十二升	三技浦	十八升
載寧	四十升	黃州	三十四升
中和	三十二升	義州	百十五升
鐵山	百十八升	博川	百三十升

安川 百三十五升

▲衡 我一匁を一錢と稱へ十匁は一兩即ち十錢であつて百六十匁と一斤と云ふのだ一斤は即ち十六兩であつて百六十錢を云ふのである衡は不完全にして多少の差はあるが只其名稱の異なるのみであつて全く我が衡器と略ぼ一致して居るのである。

◎漁業 平壤に於ける漁業は古來微々たるもので本邦人の漁夫とはなきも韓人漁夫としては少々ありて營業なしつゝあるが其得漁水面は萬景岱より少し下流にて其漁族の種類は極はめて尠なく鹹ばらの類にして是れ皆當地にて販賣せり大同江下流に於ける漁業は是れ未だ微々たるも昨年より釜山へ創立せる朝鮮海漁業組合より鎮南浦港へ支部を開設せられ業務擴張なしつゝあり何れ好況を見るならん同江下流鎮南浦に於ける昨年の決可を記さんに本邦漁船の數は僅



に百艘内外にて而かも漁族の種類は數種にしか過ぎない其重なるものは先づ鯛漁を第一として大同江の沖合東南方に位せる椒島と云ふ小島の泥岬港を根據地として此邊より約二十哩を距る長山串近海迄出漁するので其漁獲せし魚類は鎮南浦の魚市場に於て販賣せらるゝのであるが此等の漁船數は鯛漁船が六十艘、鱧漁船二十五艘で春秋の季節に依て或は其數を異にする處あるは當然であるが漁業者は約三百名より七十名の間を上下して居るので日々當地の市場に上るのは殆ど鯛の一種に限られて居る様である價格は無論季節に依異なるも春季四五月より夏季の初め頃は百目二十錢位夏季の終りより秋季に至ては百目三四十錢より五六十錢冬季に至つては漁業皆無と云つても差支へがないから百目の價實に一圓二圓時に三圓を投ずるも得られぬことがある鱧は一貫目五六十錢にて販賣せらるゝも日本人の嗜好

適せざるが故に多くは韓人間に向つて取引せらるゝのであるが鎮南浦附近の漁族は以上二種類に止まつて居るかと思ふに否々決して左様でない鎮南浦の約一哩下流より江口の避島に至る間は其水底殆んど石首魚を以て充されて居ると云つても宜い位で鯖、太刀魚、杯も混棲して居る殊に春季の鯖鱈の棲息多大なるには實に驚かざるを得んやで這般農商務省囑托の技師が此の沿岸の漁區を取調て將來其有望なるに一驚を喫した程であるが目下は僅かに鯛及び鱧の漁船の外は入込居らざる爲めあたらず有望の漁區も空しく鯨鯢の漁るに委して居るのは實に遺憾千萬である而して鯛、鱧の漁船は一艘五人乗組にて前記の漁區より鎮南浦迄五六七の三ヶ月に於て一ヶ月十回の航海を爲し得るので魚尾の捕獲數は約千八百尾此時四百圓内外七八九の三ヶ月は一ヶ月の航海七八回にして千五百尾四百圓と云ふ割合であるが價



格の點より云へば春季は一ヶ年中漁獲が最も多い代りに價格が低廉である冬季は漁獲が少ない代りに價格が高いのである秋季は漁獲數に於ても相平均して居る様である。

此外鱈、鰹、烏賊、章魚、河豚、鯖等内地にて得らるゝ魚族は一として棲息せざるはない位である如何にせん未だ是等の漁具漁船の鎮南浦に來れるものなき爲め食膳一盃の甘露と共に舌鼓を打つは唯一の鯛あるのみである適まには異種のものないでもないがホンの少數に止まるのみで日々食膳に上ぼす事が出來ないのである何れ農商務省の調査が公にせらるゝであらふから本邦漁業家も諸種の漁具を携へ來つて漁獲を恣にすることであらうから鎮南浦附近沿岸の漁業は將來大に有望であるから完全なる漁具を齎らして鎮南浦を根據地として漁業に従事し快足の汽船數隻を備へて従つて漁獲すれば市場に運ぶといふ

工合になれば漁船自らが漁獲の魚を鎮南浦港に運ぶが如き下らぬ日子を省き得て漁獲の數も數倍に達し利益も多大に得らるゝことになり、左様なれば到底鎮南浦市場のみを顧客として居る丈けでは追ッ付かない勢ひ魚價の貴い當地にも輸送すべく又た漁場附近に相當の設備をなして罐詰製造も宜しかるべく或は燻製として本邦に輸送するも宜し鹽藏として韓國内地人の頰面を移轉さすも面白いではないか從來韓國田家の副食としては多く獸肉野菜を食するのみで偶々魚類を食するも恰も鹽同様の乾物を食しつゝある彼等の口に鹽梅よき鹽魚が彼等の嗜好に適し益々需用が盛んになれば茲に一の大顧客が殖へると云ふものである兎に角本邦漁業家たるものが手近の韓國沿岸を擱て樺太若しくは沿海州の漁業に空騒ぎをして居るのは所謂燈臺下暗しと云はねばならぬ。



尙韓國に於ける漁業は日本に於ける漁業と異なる冬季嚴寒の候若かも海上風波の荒き時は漁船の多くは出漁せないから漁價も非常に高いのであるが近頃漁船の作り方も大に改良されて如何なる暴風も轉覆の憂ひなき様作られたものがある若かも此暴風の起る時季が漁獲の多い時季である。

序でに此の部末を藉つて鹽田の事を少しく書て見やう滿洲に於ける鹽田の有望は人の知る處で魏子窩五島双島灣より産出する製鹽が多く當地に輸送されて其製鹽を積載し來つたジャンクが只ださへ當地に於て缺乏を訴へる薪炭を積載して歸航するを見ても如何に韓國に於て鹽の貴重なるか分る併し是れは韓國に於ける薪炭の缺乏よりも遼東のそれが一層であるからではあるが兎にも角にも鎮南浦に陸揚げせらるゝ鹽の數量は決して少くない此の鹽が當地より又大同

江若くは其支流に依つて各地に送らるゝことが夥しい然るに大同江を距る少許の龍岡ノ海濱には遠淺にして鹽田に適する處があつて現に韓人等は不完全なる製鹽法に依つて鹽を製しつゝある併し此邊は潮の干満が烈しいので大同江や鴨綠江から吐き出す濁流と云ふたら夫れはくゞ大變なもので大洪水の泥水の様な色をした濁水が渦巻き流れる有様は實に物凄じい様であるから海水は不斷に濁つて居るので現に韓人の製して居る鹽は餘程色の黒い粗末な劣等鹽である或は完全な方法と熟練とを以てしたなら上等の鹽を製し得られるかも知らぬが兎に角韓國西北海岸は全体に製鹽の好望地とは云はれぬ否寧ろ鹽の需要地と云はねばならぬ夫れは當地以北の地方では前に云ふた魏子窩邊の海鹽計りでなく例の山東名物の山鹽が鴨綠江を越へて少なからず輸入せられて居つた事實に徴しても分明である日本からも



播州鹽や讃岐の坂出港あたりから弗々鹽の輸入もあるが兎角北韓地  
方の田舎ものは舊來粗悪な鹽に慣れて居るから日本鹽の色の白い比  
較的上等品よりも品は悪くても安物の方に傾くと云ふ風である。



營業品種目

煉瓦、瓦  
製造販賣  
板、材、木、其他  
建築材料一切  
疊、建、具、種、々

平壤新市街  
京谷萬造商店



本院ハ分科組織ト

シ各々専門醫之レ

ヲ分擔ス

入院隨時

平壤朱雀門内

澁谷病院

新市街旭町

澁谷病院出診所

# 平壤病院

平壤大同門通り

○全科一般患者ニ對シ懇切診療ニ従  
事ス

○入院室ノ設備アリ

○診察自午前八時  
至午后五時但シ急病患者此限ニ  
アラズ

院長 公 醫 中村 富藏

副院長 醫學得業士 小野明次郎

産科婦人科主任 隈上ツルヨ





韓國各地風景風俗寫真其他繪葉書類調製販賣

優 確 實 美 平壤須摩通  
**黑木寫真館**

館 主

專任技師 三浦哲一郎

黑木源七



貿易商 平壤大同門通り

兼委託賣買 今 新井新藏支店

清酒白鶴金露一手販賣

本店所在地 鎮南浦東三丁目

### 大阪商船株式會社荷取扱店

平壤大同門外

慶田出張店

慶田通關部

一手販賣品●(清酒)金水

右ハ精々勉強ヲ以テ御求メニ可應候

平壤南門外驛前

鐵道貨物取扱

五 慶田運輸部

新安州驛前

五 慶田運輸部

船荷並ニ鐵道貨物ハ精々可專確實迅速ヲ旨トシ取り扱可申候

主任 中村吾藤次



金銀時計  
掛置時計  
貴金屬  
並二修繕

環平國韓

目丁四通門南

會商計時島大

高等雜貨商

平壤新市街大和町

山口屋支店



特別料理店

平壤綠町

第一樓

陸軍御用達  
諸品委託販賣  
土地家屋賣買  
金錢貸借仲次



韓國平壤南門外

田村出張所

(電話番)



雜貨商

新市街大和町

奧田洋行

並に  
質商

綠町

特別料理店  
大海樓



## 第二節 交通

◎水運 交通を述ぶるには、先づ水運より始め、次第に陸運に移るとしよふ是れに付ては、勢ひ有名なる大同江の流域より概説する必要がある。

抑も、大同江と云へば、韓國五大河中の大河にして、韓北部の西海岸、南は、黄海道、北は、平安南道の境界にあつて、黄海を扼して居るのである。當地下流は、鎮南浦港にて、其江幅の最も廣き所、約三里、最も深き所、約十七尋の水深を保ち、潮流、干満の差は、實に、二十五呎、然かも、數千噸の大艦、巨船、波止場を距る、僅々三十米突の位置に碇泊するに於ては、豈に喫驚せざるを得ないのである。のみならず、如何なる暴風雨が起ても、狂瀾怒濤は、蹴るといふ様な、大それた事は、未盡氣もないのである。平南、黄海が、天



然の防波堤となりてをるのである。

當地附近の潮流は其差減じて約十尺、一時間四節半の潮勢である、江幅の最も廣き所は二十五町以上にて、最も深き處、八尋の水深を保ち、數百噸の汽船も自由に入江するの良江港なるも、臨時軍用鐵道橋梁を架設せる爲め、止むなく入港なし得ないのであるが、橋梁の下流の所へ天然の良江港たる萬景岱と稱するあり、百噸以上の汽船にて航海なしつつあり、一方大同門外は、石油發動機船にて航海の便を計り居れり、萬景岱から約三里の下流に、兼二浦がある、同港は、潮流干満に拘らず數千噸の大汽船を航行常に自由にせしむることができ、下流に、鐵嶋あり、鐵嶋は載寧江の入口で水深六十尺もあつて、渺々として恰も蒼海の如くである。

大同江は古代より支那と交通の關門であつて、其證跡としては、大同

江の下流に、鐵嶋に箕子上陸の遺跡がある、加之大同江口外、蘆嶋には、明使を應接せし宮廳の跡があつて、今ま現に此村を官廳洞と云ふて居る、當地は、釜山、木浦、群山、仁川、元山、城津浦等の諸港と共に、外國貿易港たる韓國八港の一つである、天然の良港として殆んど他港に冠絶して居る、鎮南浦を控へ交通の便あると雖も、唯だ惜むらくは、嚴冬の結氷期は世人の多く知る所ならん。

當地より上流無論大同門外の如きは、約二尺の水厚で一の通路を開設して通行するのである、然して此結氷も下流は萬景岱を以て終端として、其下流は、三十四哩もありて、鎮南浦に達する間は、結氷ではなく流氷であるが、一見結氷と誤解する位である、依て多少の危険を冒したならば、敢て航海に差支へはないのである。

最近調査による、大同江、清川江の結氷及解氷期の統計表左に掲載し



よう。

大同江、清川江結氷及解氷期調査

年別	大同江		清川江	
	結氷	解氷	結氷	解氷
卅六年	一月六日	二月廿三日	十一月十一日	翌年四月二日
卅五年	十二月三十日	翌年三月三日	十一月十八日	翌年四月三日
卅四年	十二月廿四日	翌年三月十三日	十二月十四日	翌年三月廿二日
卅三年	同	翌年三月十六日	十二月五日	翌年三月廿五日
卅二年	同	翌年三月廿三日	十二月十八日	翌年三月廿八日
卅一年	十二月卅一日	翌年三月二日	十二月廿三日	翌年四月六日
卅年	十二月廿三日	翌年二月七日	十二月三日	翌年四月二日

卅七年		十二月十四日	翌年三月十二日
卅八年	十二月廿五日	翌年三月十二日	十二月十日
			翌年四月二日

備考

大同江下流は毎年結氷することなく只流水を見るのみ本表に示せる結氷期なるものは流水の危険を恐れて商船の航海を終始せし月日を擧げたるに過ぎず

三十七年度は例年の如く商船は流水を豫想して一時終航をなせしも陸軍運送船の流水を冒して無事出入せし結果航海を再始することゝなれり故に三十七年には結氷なるものなし

清川江下流は大同江下流に反し毎年全く結氷す本表に示せる結氷期の期日は鎮南浦に在る雲山金鑛會社店員バストの日記に



據る但し是も亦船舶の航海を終始せし期日を擧げたるものに過ぎずと雖も同江三十七年度の結水解氷は鎮南浦碇泊場司令部の調査に依る

右の如く現に一昨年鎮南浦碇泊場司令部にて流水を冒して運送船を出入せしめた結果一時航海を中止して居た商船も再び出入することとなつた。

兎に角水運上としては、解氷の後には、先づ鎮南浦から萬景岱迄で、數百噸の汽船にて航海し、萬景岱から小蒸汽船數隻にて當地の大同門外の河岸までくるのである。河岸にて、荷客を取扱て居るが、其他に朝鮮船も澤山ある。現に航海自由にして居るのである。かくて大同江は其上流二三十里は舟楫の達する處である。南は谷山、北は徳川、孟川に及び、下流は兼二浦に次で、棋津浦がある。同地は、河口より十六里も上流ではあるが

滿潮の際には、吃水八尺の船が自由に航行することができる程の處であるから、先づ良江港と云つてよいのである。

支流には、載寧江あり、黃州川がある。是等は、沃野の載寧の肥原や、黃州の大原を流れて、其原野に於ける、大なる産物である。棉花、米、麥、黍、大豆、小豆、粟、蔬菜、及び各種の果實、牧野等の灌漑及び運搬に、多大の利益を與へて居るのである。大同江の潮流が、一時間四節半に及ぶから、帆船とても其風位を考へることも要せず、總て此潮流を利用して居るのである。から、舸子は、あまりに勞力を要しない。回漕業者に、取ては此上もない便利である。のみならず、當地の貿易上にも大なる便益を與へて居る。

勿論汽船は、其速力の緩急、如何に依つて時間に伸縮はあるが、普通船舶の航行力、及び里程は、概ね左表の如しである。茲に之を掲載して諸君の参考に供しよう。



	平塚大同門	六哩	二十六哩	四十哩
	萬景岱	二十哩	三十四哩	
	兼二浦	十四哩		
鎮南浦				

普通帆船の航行方

- 自平塚 下り一潮を要す
- 至萬景岱 上り半潮を要す
- 自萬景岱 上下共各一潮を要す
- 至兼二浦 悪風の際は二潮半を要す
- 自兼二浦 上下共に各一潮を要す
- 至鎮南浦 悪風の際は一潮半を要す

自萬景岱 直航 上下共に二潮半を要す

至鎮南浦 悪風の際は三潮半を要す

自平塚 直航 (下り三潮半以上四潮を要す 悪風の際は四潮乃至五潮を要す)

至鎮南浦 直航 (上り三潮を要し 悪風の際は四潮を要す)

汽船の航海力

- 自平塚 上下共に一潮を要す
- 至鎮南浦

大阪、鎮南浦間の航海は、日本郵船會社で、鎮南浦、仁川、木浦、釜山、門司、下之關、神戸の各地を寄港して、定期に航海して居るが、尙冬季、流水期間に於ける航海、杜絶も本年よりは、堅牢なる碎氷器を備へ付けた、第二第四の両オハヨー一號が、鎮南浦から内地間を航海したのである、今迄の如く



冬季交通に不便を感ずる如きこともないであらう。

鎮南浦、仁川間は、是等前記の船が概ね寄港するのみならず、二三廻漕店の小汽船が、間断なく航行して居る。

其他に大會社としては、大阪商船會社の七隻が、一週間三回(日、火、金曜日)の定期航海で寄航地は前記の郵船會社同様である。此外に尼崎汽船四五隻及び一二隻の汽船が自由航海をして居るから内地との交通は、極めて頻繁である。

鎮南浦、龍岩浦、安東縣へも矢張り二三回漕店が汽船の航路を開いて居る。

芝罘、烟臺、上海行も定期に航海して居るの外、旅順、大連、營口、其他北清各港へは、時々我が帆船が航海して居る。勿論支那ジャンク杯は、殆んど朝到暮來の感がある程、繁く航海し居る。水運上の交通機關は是で中止

して置く。

◎陸運 陸上交通と來ては、京義鐵道の平壤驛ありて、鐵道監部員専ら事務取扱をなして公衆の便を計り、荷客共に、便乗を許されて居る。南行といふは、京城南大門に達し、北行は、新義州に着す。南行は更に京仁線と京釜線とに分れて連絡して居る。京釜鐵道には、山陽鐵道會社の分身山陽汽船會社が山陽鐵道との連絡をとつて居る。故に内地より、安東縣に至るには、最も便である。便ち東京からは、安東縣の對岸新義州までは、僅々五日間で達することが出るのである。

當地から、兼二浦に行くには、黃州分岐點から、乗替へて行くのであるが、これは二時餘にて達せらるゝ。

次に讀者の參考に、哩程賃金發着時間表之は大驛のみをかいたから、斷て置く。大小貨物に對する取扱方法を、附録として列記して置く。



◎郵便 郵便は明治三十四年六月に初めて開始せられた翌年三十五年には小包郵便も取扱ふこととなつて、本邦人及び外人は固より韓人の信用も非常に厚く、三十八年五月、日韓通信事務合同開始されて以來、一層の信用を博し、成績頗る良好である。尙堀局長直話によれば、一ヶ月郵便物配達数の如きは三十萬通以上であるとのことである。爾來益益此機關は發達しつゝあるのである。

◎電報 電信は從來日韓の間に和文電報の取扱ひ開始なきが爲め、居留民の不便少なからざりしに、三十八年四月一日より、我が軍用通信所で公衆電報の取扱ひ開始されて以來、我邦人の受けたる便宜否な利益は、非常なものである。殊に日韓通信合同條約が締結になつてから同年五月廿二日郵便事務を引継ぎ本年三月二十日に至ては通信事務が遞信省の有に歸した、同時に當地鎮南浦間の電話開通となつたのは益

益日韓人に便益を加へたのである。

◎電話 今や世界交通機關の發達は、非常の勢力を以て進歩しつゝある今日、韓國内に於ても着々其歩を進めつゝあるので既に各開港地には、電信郵便電話の機關が設けられてあるに、關せず、平壤は開市以來發達の程度が如何がありし爲めか、未だ設備がなかつたが、鎮南浦當地の間に先づ三月二十日に呼出電話の開通があつて、たゞちに一般架設電話の申込を引受くることとなつた。最も近き將來に於てこれが架設を見るに至るは喜ぶべき事である。

◎冬期の交通 當地より冬期鎮南浦に至るには、陸路をとるの方法を探らねばならぬ。其陸路と來ると随分困難であるが、韓國内地の險惡ではない、これ等は、全く我が兵站部司令部の賜である。さて此陸路は、其途中までは義州に通ふ街道であつて、義州に達するには約五十里ある。



そして先づ朱雀門通りを行くと西側に中程から丁字形に來つた道がある、其かどに義州街道と標柱があるから之を進むで西大門を出で行くこと約五里大平洞に達す、進で二里にして江西に至る、此處は一寸とした大きな邑である、此處が即ち義南兩道の別るゝ所で、義州は右へ鎮南浦は左へ進んで一里半にして、必毛里に到る、尙ほ二里栢子洞に着す、又二里藝明洞あり是れより一里半鎮南浦に着す、凡そ其里程は、十五里十町、道路の巾約一間、荷物の運搬は馬背又は牛車によりて白人の往來絶えず。

當地より元山に至る里程約五十里、其道路の完全ならざる歩行も亦自由ならず、尙更荷物の如き、到底陸送の途なし、目今邦人の陸行するものなきにあらざるも、途中韓賊の出沒あり、爲めに一人二人の少數にては危険甚だしく間々賊徒の害を被る者なきにあらざる、然れども今や平

元線鐵道の計畫中なりとか、此鐵道敷設せられんか安全元山に達するを得ん、

平壤驛より大同門に至る、約三十町にして其間巾十間餘の大道路あり、人車ありて其數百五十餘に達す、荷物の運搬には韓人夫ありて牛車亦なきにあらざる、市内道路廣大にして交通の便あり。

地方の運搬材料中最も經濟的なるは牛車であるが、地方の道路が不良なる爲め、此有利なる運搬材料を使用するものがないとは、誠に情ない次第である、由來韓人の魯鈍なる到底道路の險惡であらうが、完全であらうが、關しないのである、否其痛痒を感じないのである、此に於てか當地の兵站司令部にては、先づ各所の郡守に、道路を牛車が通ずる程度に改修することを命せられた、結果諸道路は、本年五月迄に、一通りの改修を終りしも、山路及河川に屬する分は、到底土人の技術に及ばないか



ら此處に至ると困難を感ずる部分が多々あるのである。然し大体に於ては誠に好道路となつたのである。是れが爲めに受くる日韓人民の利益は實に莫大なるものと云はねばならぬ。

◎交通機關　平元鐵道が敷設の曉には、元山の海産物は、直輸入され隨て當地の物産も同地へ輸出する事が出來ると共に、乗客も安全敷時間内に往復することが出來る。余程どころか大々便利と引續平南鐵道も敷設されたならば當地より敷時間の往復となれば如何なる嚴冬結氷中と雖も何の不便を感ずる事がない。事更鎮南浦が韓國の第一良港にして然かも不凍港であるから、第二第四オハヨ一號の如き碎氷機を設備せる數千噸の大汽船が入港する事となり居れば、差支にはなきものである。今又江内運送航廻に數千隻の汽船があれば、當地及び萬景岱までは交通比なし、今又當地の官民合同の下に創立せられんとする、

萬景岱より臨時軍用鐵道平壤驛を通過して、舊市街大同門に達する。輕便鐵道を敷設せられた曉には、内地の交通より韓國兩地各處に至る。及び滿洲方面より、元山、浦鹽、各方面並に清國一圓は何れでも交通は世界に比類もまたとあるまいと思はるゝ位である。さあかうなつた日には、平南元の諸子が敏腕を振はなければ發達と成功の時のくるは遠き將來ではないのである。

◎農業　韓國は實に農業國であつて、其年の豊凶は國民の經濟上至大の關係を有するのであるから、年が豊かなれば民は鼓腹し、時に凶年なるときは、甞に自己の収益を減するのみならず、盜賊四方に跋扈して、良民塗炭に苦しむと云ふ有様である。而して韓國の農事は、建國の古きにも拘らず、諸般の設備が實に幼稚であるから、唯地味の膏腴なるに委して、蔬果の外は敢て肥料を施さない。設令之を施すにした處で、夫れよ



り、生ずる増收穫が肥料と勞力とを償ふことを得るかと思ふに、目下の状態決して左様でない、ナゼならば、韓國の農業殊に、黃海、平安道の如きは、土地が肥沃であるから、左程に勞力を要せなくとも收穫を得ることが出来るのであるから、本邦人の耕すべき二人料乃至二人半料は、彼等の一人に耕し得るのである、勿論中には堆肥、人糞尿を用ひ二三回の除草をなすといふことはない、而して收穫の方法は頗る粗撰なもので、刈り取つた稻は之れを田の畔に積み重ねて干すのであるから、充分の乾燥は出来ない、尙ほ稻扱と云ふものがないので、唯庭の上に木を横たえて、稻を打て附けて、叩き落すか、左もなくば、二本の竹篋を膝の上に立てて、穂をむしり取るといふ、亂暴極まる遣り方であるから、糶は其處邊四方に散ばつて、土砂を混するのである、故に邦人の口に供するには特に人工を加へて石抜きを遣らなければならぬのだ。

こんな、疎放な、遣り方であるから、他は推して知るべしであるが、これも其收穫は相當にある様である。

韓國には、定きりたる地價もなく、又た地積とても又量が分らないから、一反に對する收穫平均數を算き出す譯にも行かない、先づ大凡一反に對する收穫平均を二石五斗と見れば、大差はなからう、邦人にして耕作に少しく改良を加へ收穫の上に注意したならば、随分利益を得ることが難きにあらずである。

水田斗落	田斗落	一年租額	一人ニ對スル平均租額	一月ニ對スル平均租額	各郡ニ於ケル一斗ナリ地掛ニ換算シテ量
三和郡	六、二、一、〇〇	一、六、三、二、九〇	一、三、三、二、〇〇	二、〇六強	五、五強
龍岡郡	二、二、〇、〇、五	六、六、四、五、五	三、〇、三、一、六〇	三、六弱	二、〇強
江西郡	一、七、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、四、六、〇、〇、三	二強	三、三弱
咸從郡	二、三、五、〇、〇	五、三、一、〇、〇	一、〇、一、三、五、〇、〇	七弱	三、四強



第二節 交通

道	飯山郡	八九、五〇四	三三、〇三三	三、九二、六六六	七強	三一	一斗
	安岳郡	五、二九、九〇〇	四、八二、六〇〇	五、二四三、三三三	四弱	九七〇強	五弱
黄	長連郡	四七、六〇〇	一、六五、五〇〇	八、五九六、二五六	四弱	六〇〇弱	四〇弱
	股栗郡	一、二四六、五〇〇	一、二六五、三〇〇	八、九七四、五七六	二七強	四七〇強	四〇弱
海	豊川郡	七一〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	一一、七三〇、〇〇〇	三強	四七〇強	四〇弱
	長洲郡	二、三三三、一〇〇	六、九六六、〇〇〇	二五、九〇四、二〇〇	三強	四七〇強	四〇弱
	松禾郡	二、〇四三、四〇〇	二、二四一、九〇〇	一九、五九六、八五六	三弱	三〇〇強	四〇
道	文化郡	一、九六六、七〇〇	一、五三七、九〇〇	二二、九九五、六〇〇	三弱	五〇〇強	四〇
	信川郡	八、五五〇、五〇〇	一四、三六〇、五〇〇	三三、五〇一、七六六	三〇強	六〇〇弱	五〇弱
	計	二七、四三三、五九九	四六、九四一、三九七	二四、七七一、三三七	一九〇強	七〇〇弱	五〇

田畑の名稱は種々あるが多くは一斗落、一日耕と稱するので、一斗落といふのは、水田に對しての謂ひで、種籾一斗を蒔き得ると云ふ處から

此名稱を附けたもので、日本の四畝餘に當るのである、一日耕といふのは畑に對しての名稱で日本の凡そ百坪に當るのである、是れは牛一頭を使用して、一日に耕し得るといふ處から起たのである。

尙ほ此の一斗落、一日耕の名稱も各郡一定の辨を使用しないから、地方地方によつて、少しづつの差があるのみならず、一斗落と稱するものも水田或は畑に併用することがある、昨年の四月に韓國度量衡法と云ふものが發布になつたから、雖ては全國一定の秤量を用ふるに至るであらう、又た政府の徵税法に據る名稱は、束、負、結と云ひて、束は稻一束の言ひで、十束を負、百負を結といふのであるが、徵税法は、各道一定し居ない、其地方毎に、地味の良否を考へて等級を附し、或は地積の廣狭によつて等級を定むるので、地方の納税は一斗落の田で、三十錢一日耕の畑で一圓五十拾錢である。



それから地所の價格は、近來各國人が競ふて買收にかゝつた結果、益益騰貴する一方である。居留地内は、勿論居留地外十韓里我が約一里以内は條約に依て當然我れに所有すべき權利があるから、ドシ／＼買收して、大に我れの勢力範圍を作るべしで在るが今は非常騰貴を來して、水田一反歩參拾圓乃至五拾圓はして居る。此十韓里以外と雖も韓人名義を以て買入るゝものが澤山ある併し土地の買收は餘程其地の慣例を熟知せないと、後日面倒が起るから邦人が土地を買收しようと思ふならば、先づ其地の年長者に就て買收すべき土地の由來を確め相當の保證人を置いて賣買するが宜い様である。

それから蔬菜類は、如何かと云ふに、是れは實に少額なもので居留地の市場に上るものは、皆無である。そうになると、我々日本人は野菜を口にすることが出來ぬかと云ふに、是には例の利に教き支那人がチャント

控へて居つて當地附近の畑地を耕して葱大根胡瓜茄子其他の野菜を毎朝市場鬻くのである。或は市中を賣行くもある。近來は又日本人の内にて、野菜圃を耕すものが出來たから價も余り法外といふ方ではないから、敢て不自由は感じないが冬季嚴寒の候野に菜色なしと云ふ時分になると、支那人先生却々ズルク立廻て各々申合して少し位宛より市場に出さない、價は高いが氣に入らなければ、止しなさいと云ふ風であるから、一本の大根が參四錢一筋の葱が壹錢より貳錢といふ珍直で販賣せられるには驚かざるを得ずである。併し今年よりは日本人經營の菜園も殖えた様であるから、斯く迄も食らるゝことは無いのであろうが、何しろチヨトお話しになり兼ねる處である。

それから韓農家の副業としては、養雞及養豚であるが、養雞といつても、柵飼といふ様な事は、少ともないので、只だ野外の放し飼ひで、晩景戸



屋入前に少許の穀類を與へるのであるから、其肉及び卵は内地の如く脂肪が多くない。隨て滋養分も少ない。價は季節によつて高低はあるが、卵一つの代價は安き時は壹錢七八厘高くとも貳錢四五厘を越ゆる事は無い。肉は一羽の價普通鳥で七八拾錢位ひである。養豚も同じく放し飼ひで居留地附近は固より、近村至る處に飼養せざるは無き位で、彼處の塵芥溜、此處の溝、委細構はず食を漁つて歩くのであるから、其不潔な事と云つたらお話しにならない。此外には、煙草の培養、養蠶事業等あつて其産額も随分尠くないが惜しいかな、韓國煙草は、其臭氣の變な爲め日本人の嗜好に適せない、然りと雖も少しく培養に注意したならば、見込のない事はない。

由來平安道に至る處、煙草の産せざる地はなしと云ふ位で、谷山及成川地方に産するものは、彼等の最も嗜好する處であるが、其の嗜好は自

から本邦人と異つて居る點がある。先づ其培養法は、播種後葉の三枚若くは四五枚生するを待て、眞芽を摘み採り本邦の如く幾枚も多く發せしめないから、其味の辛き事實にお話しにならないのみならず、其施す處の肥料が牛馬糞と來て居るから、前に云ふ如く變な臭氣を帯びて、到底日本人の口には適せない。然れども此日本人に適せない處が所謂韓人の以てオツとする處で、若し日本人が監督の地位に立つて、煙草其ものが數枚の葉生彼れの未だ眞芽を摘み取らざるに先ち、烟姿のまゝ買取り本邦人指導の下に彼れに培養せしめたならば、多くの資本を要せずして日本人に適した煙草を得らるであらうと思ふ。而かも當國煙草の性質は日本の薩摩産より優るとも劣らぬと云ふに於てをや、だ、今一步進んで土地を買求めて本邦の經驗ある農夫を使用して、培養法を改良するも宜いが、其れでは日本人を主とするのみで韓人の飲料を減殺



すると云ふ説もあるであらうが否なく、決して憂ふる勿れだ彼等は、近時せつとく日本煙草の味を覚えて官營のチェリー朝日杯は、日々彼等の愛喫して居るに徴しても明かなりだ、兎に角韓國煙草の改良は目下の急務であつて有望な事業であると思はるゝ。

それから養蠶も是れ又大いに有望なる事業で、黃海、平安兩道到る處農家の副業として養蠶を行らぬ家はない、然し其の法が幼稚であるのみならず、桑葉の悪しき爲め、完全な繭が出来ない、若し、日本より良種の桑苗を取り寄せて養蠶の法を改良したならば充分立派な繭が出来るのであらう、第一當國の氣候が養蠶に適して居るので、是れは我輩の喋喋するまでもなく一度當國を視察した養蠶家の夙に認めて居る處であるが、凡そ一國の産業の上に改良を施すと云ふのは到底小資本の許す所でないから、差詰め韓國農家の製繭を買集めて日本へ輸出するの

も好事業ではあるまいか。

此外當國に於て、天蠶事業も却々有望で之れが飼料に供する粟、櫛の類も決して少くない、殊に韓國至る處に産せざるはなき位である、兎に角當地の養蠶は當道に於ける製煙と同様随分有望な事業である。

◎農事に就て 某博士は韓國の現在及將來の農地に就て推定せられた、曰く韓國は其國人衣食住の需要が極めて單一低度であるから、一人對農地は最低かるべき理である、加ふるに家畜を飼ふこと別に多くない、地形は我國に類して傾斜狹隘に富むが故に、假令ひ毎反收穫は法が粗大なる爲めに、低歩であるとしても一人平均一反五畝歩を超えないであらう、之を千二百萬人に、博士は韓國の人口を千二百萬人と算定せり、乗すれば、百八十萬町歩となり、總地積二千百四十一萬三千町歩八分五厘となる、余は我國の純耕地が一割三分なるに比べて韓國の八分五



厘は其見當が誤て居らぬと思ふ、或人は彼の一結を我一町七反歩に相當して居るとして韓國の水田約五十九萬四千八百二町步、畑地七十七萬三千五百二十二町步餘、合計百三十六萬八千三百二十四町步と算出して居る、是れも亦謂れないではないが、韓國人口千二百萬と見て、先づ百八十萬町との説を採らうと思ふ、而して將來利用すべき土地幾何なりやは、其地勢が大陸的耕作を許さぬけれども、我國最近の調査では可耕地全國面積の二割六分になると對照して、少くとも韓國全面積の一割五分即ち三百二十一萬二千町步迄は容易に耕作し得らるゝであらう、左れば現耕作地百八十萬町步を差引、て百四十一萬町步の地は將來に之を利用することが出来るのであるとして、先づ其一半を米作地と假し七十萬町步之れを一反歩十五圓の收入があると見積ると一億五百萬圓、他の一半を畑地として一反歩八圓の收入があると見積ると五

千六百萬圓、合計一億六千百萬圓の農産額となる、實に多大なものではないか、而して此新開地百四十萬町步は一人二反半平均とせば即ち愈兩國利害共通の實を擧ぐるに近い、若し夫れ結局は全地積の二割即ち四百二十萬町步迄は、耕し得べき事、造林の利益も亦大なるべきと等は、今は之を省くが、地産的朝鮮大開發の目的を達するが爲めに、共に經營するを忘るべからざるは治水事業である、韓國には、水を吸収すべき天然の海綿樹ある山なく、又大小の水流は、少しく水勢膨脹するときは人工の提防ない、田圃の上を自由に横流して之を荒廢する左れば、開墾農業も先づ其比較的安全な所から着手して漸次造林、除水設備、堤防の大計を建てざる可らざるも、之を韓政府や韓農民に望むも到底能はず、我移住農民とても少くとも永代借地權を有して且多數共同して之に韓民を加へて當るに非ざれば此等遠大の事業を成功することはできぬ



から、愈以て農事經營上斷然たる國際交渉を冀望せねばならぬ云々、然らば韓國に於ける耕作すべきの土地移住すべきの餘地は廣大だつてよい。

韓國現時の状態は實に農業國で工業の如きものは見らるゝものがないと云ても過言ではあるまい、左れば農産物の豊凶は直ちに國の經濟上に至大の關係を有して、年が豊かなれば、民は鼓腹をするし、年凶ならば、盜賊四方に起つて良民塗炭に苦しむといふ有様である、而して韓國の未開なる農事上諸般の設備をなさざるのみか、唯可及的地力を奪ひ生産物を獲るを以て目的として居る、蓋し半嶋は地味膏腴にして、農期熱度が高いから、熱帯地と同じく菜果園の外には肥料を施す必要がないようである、假令少しく必要があつても、其増收穫で肥料と勞力との價を償ふことができない、且つ耕作して其收穫は面積に對する收穫

の多からんよりは、寧ろ各人勞力に對する收穫の多いのを望むは、疎農の本義である、半嶋の農民は、一人にして我農民の二倍地を耕作して、其收穫は面積に對する四分の三を穫るが故に、面積に對しては、四分の一の損失だが、我農民一人に比しては三分の一の利益がある、畦畝に雜草の生ずるを意とせざるは畢竟之が爲めである、然れども數年以來農業の進歩意外に迅速にして開港場附近は耕耘に勉め、肥料を撰擇するに至つた、産額増加の傾向あるは畢竟通商貿易の利益に促されたるものにして、韓國農業の前途に一點の光明を生じたるものと謂てよい。

耕作すべき餘地 耕作すべき餘地としては第一溝渠堤堰の開築に依て得らるべき土地、溜池を築造することに依て得るべき土地、水揚機關の裝置に依て得らるべき土地、特種植物の栽培に依て得らるべき土地、海面埋立に依て得らるべき土地、開墾に依て得らるべき土地以上



の餘地に付て耕作上の經營出來得ること。

土地の所有權、壓制な政府と、暴戾なる豪族の配下に在るを以て、世人は往々人民の土地所有權を疑ふ者があるが、其所有權は宅地を除くの外は、牢として動かすことが出來ないのである。大典、通編、戸典の部には、其權利の所屬を規定して曰く、凡間曠處以起耕者爲主人、又曰く、無主田移給他人、又曰く、過三年陳田許人告耕云々、陳田とは荒蕪に委したる田を云ふなり、編者之に註して曰く、海澤の地は十年に限るべく、又三年を過ぐるの陳田は人の告耕を許すとあれども、永遠之に給與するにあらず、本主の還て推問を経るまで、姑く耕すを許すものなりと、以て土地所有權の確實なるを知ることが出来る。

田宅賣買の方式 京城、平壤、其他開港市地に於ては、家券、地券といふがあつて、賣主、證人家、僧等が署名して、管轄府の證印を求めて、賣買の

證とする。然れども、前述以外の地に行くに券なるものがなく、賣渡證書に田宅持主、保證人、執筆者、連署書押して、其宅地に由緒ある古文書あらば、之を添付して買主に交付するに過ぎない。時として、洞里の差配人の如き者が之に連署することがあるが、其連署がなければ、とて無効になるものでもない。斯くて租稅徵收の期になると、反別調へがある。此時になつて新買主の名は土地臺帳に記入せられて、公然其所有權を認められたものとなるのである。

結稅は水田、旱田の別なく、海郡に在ては一結に付、年稅六圓、山郡にあつては同じく四圓である。今海郡、山郡に區別して、我一町歩に對する田租を算出すれば、

一等田	海郡	山郡
六、八、九、四		四、五、九、六



二等田	五、八六一	三、九〇八
三等田	四、七八八	三、一九二
四等田	三、八〇五	二、五三二
五等田	二、七五八	一、八三九
六等田	一、七二四	一、一四九
平均	四、三〇五	二、八六九

以上臚列し來たれば、田が負擔する租税は、我國の田畑平均地租一町歩に付き、六圓三十九錢九厘なるに比べて、大なる差がないようであるが、地方税の賦課、所得税、登録税等がないから著しく輕微であるのである。土地價格の標準は

一 最高地價	水田一反歩	畑一反歩
	三十二圓	十六圓

一 中等地價	二十圓	十圓五十錢
一 最低地價	八圓	五圓

前記の土地で收穫するものは通常水田一反歩に付糶一石以上、四石以下を收穫することが出来る、而して石は我六斗八升六合に其四石が、我二石七斗四升六合に相當するのである。地主へ小作人の納糶額は、其半折米即ち糶三斗四升三合乃至一石三斗七升二合を收むべききめである。

但し糶の平均額を、金四圓と假定した。

韓人日雇人給 韓人日雇人給料は明治三十七年度調査は食物を給與して一日六錢、食費自辨は十四錢、二十四錢なるも、日露戰役後非常に騰給なし、凡そ三倍額となれり、尙韓人は、切て莧を好む者も、煙草を與ふるの習慣となつて居る。



目下韓國で農事經營をなしつつある者は當地方には岡部子爵を初め、韓國興業株式會社があつて盛に經營なしつつある。尙木浦には木浦興業協會、仁川居留民の發起に係る、韓國勸農會、其他日韓興業、日韓農事兩株式會社、群山農事組合等、其他農事經營目的とする組合團體を創立せられたるもの多い。

◎森林 農業の終末に臨みて、森林の事を一寸書き列ねて、参考に資せよう。由來韓國の地森と稱すべきものは至て尠ない。遠き昔は、イザ知らず、近代韓國には林業の制度もなければ、民間にも植林の思想がないから至る處松柏の稚樹にあらざれば、禿山、偶さか樹木の繁茂せる所のないではないが、多くは祖先の墓地のある處で、人煙稀薄なる地に隨て樹木の繁茂せる度を増して居る様である。當管内の黃海道の如きは、樹木の繁茂せる處随分あるが、多くは松林のみで、老杉古檜と云ふ様なも

のは殆んど無い。樹種は先づ松を第一として、柳、五柳木、栗、柏等で山林の外には桃梨、柿、棗等の果樹が相應にある。兎に角、林業も大に改良の餘地否なく、創業と云ひてよい程だから、熱心努力して永遠の策を講じたならば決して捨つべきの業ではない。

それから、最一つ書いて置きたいのは、果樹の栽培である。果樹の種類は随分澤山あるが、當國は固より韓國至る處に産する栗の数は非常なものである。毎年秋季市場に搬出するのである。其外柿、梨、桃等も相當にある様であるが、栽培の法よろしきを得ないから、果實の味美といふことを得ないが、邦人の手に栽培したならば、是又有望の事業たるは疑ふべからずである。

農業に就ては大いに述べべきものもないではないが、少冊子の到底其細を盡すべきでないから、他日稿を改めて紹介しよう。



◎商業

平壤各國人居留地は、日清戦役の當時より開發せられたもので、日露開戦に際し軍事上の緊要地點として使用せられてより、世人の注意を喚起しつゝある折柄、平和克復と同時に第十五師團司令部を置かれてから、益々盛況を來し、移住者も追々殖えて今日に至つたので、其以前明治二十八年頃は、當地開始の當時にて人口僅々百内外にして是れとても、日清役の従軍軍屬並に御用商人等の、此の地に足を止めたる者にして、目下當地の豪商なる齋藤久太郎氏及佐々木芳松氏を始め其他現今在留有志にあり、其翌年即ち明治二十九年より當地へ移住者を増加して今日に至つたのである。同三十二年八月十日にして領事分館を置かれ分館主任として新庄順貞氏が領事の事務を執つて居られたのである。而して、勢ひ居留民の總代をも選ぶこととなつて、初めて左の役員を撰擧したのである。

總代	上松義文	副取締人	神吉三吉
取締人	平山平三	評議員	松村苞
評議員	高井勉	同	木村曾太郎
同	川野竹之助	同	渡邊榮治
同	吉田寅雄	同	高杉昇
同	片山富士吉	同	

諸氏が其當時の役員として、即ち今の民役所の職務を執て居たのである。併し乍ら其當時當地の戸數人口は實に微々たるもので、此處に一戸、彼處に一戸といふ位ひにてあつた。尙此詳細は別項懷古十年前の平壤の中にあれば同項に付き良讀すべしである。

其後、發展と供ふて、三十五年八月に至り居留民總代として佐々木芳松氏就任したのであるが、何様其當時は日本人の居住も、尠く我勢力も



徹々たるもので、商業の如きは、金融機關の設備はなく、交通運輸等の諸般の機關も亦不完全であるし、我邦人は概ね京城、仁川から移住したので五六の有力なる支店を除く外は無資本許りであまり振はなかつたのである。此れに反して其頃の支那人の勢力と云へば、大したもの、同順泰等の大資本家が豊富なる資金を放下して當國の各港市に支店を設置し、多數の地區を買収して盛んに、米穀を買入れ、沿岸貿易或は外國貿易を擴張して輸出入品共、殆んど獨占の姿であつたのである。降て三十三年頃より、本邦資本家の注目する處となり、漸次投資家も出來て、本邦及び當國各開市港からも續々邦人の來往する者が殖て來るので、從て貿易其他營業の種類も殖えて來た故に、今迄勢力の振はなかつた邦人も追々發展の域に進んで、自然支那人と競争場裡に立つ事になつた。此時に當て本邦運漕業者も當地に航海を開始して本邦との間を直接

に、貿易が行はるゝことゝなつた。殊に、三十四年の六月には、第一銀行出張所が出來て、金融機關が出來て來た。サア斯うなると支那人先生に取りては、一大打撃だ。支那人が日本に穀物の直輸を試みんとしても、逆も日本人に勝を制することが出來ぬ。ナゼならば、今迄は己れの資本の豊富なるに任せて、買占めも試むれば又賣叩きもする事が出來たのであるが、本邦人の交通及金融機關が備はつたからは、到底己れの欲するが如くならない様になつた。左りとて、之れを自國に輸出するにも、直接清國へ送るべき運輸の機關がないのみならず、價格に於ても、甚だしき差を生ずるから、却々引合ない、勢ひ今迄の老舗は、邦人の手に腐ち得らるゝの悲境に立至つた。そして米穀輸出の利益は、終に邦人の獨占に歸して仕舞た。併しながら、其れが爲に當地に於ける支那人の勢力が全く消滅してしまつたかといへば、否なく、決してそうでない、彼等は例の



豊富なる資本を以て巧に低利の金融機關を利用して盛に絹布の販賣を初めて今では是れ等の店が數十軒もある、右等の店舖には英生金布、寒冷紗、染料等の諸品を上海から直輸して邦人が經營せる韓人購買力の一半を蠶食しつゝあるのである。

以上は當地に於ける商業起源の概畧であるが、要するに商業上本邦人の敵手たるべきものは支那商人のみであるといふても差支へはないが、國家的念慮に乏しき支那人も、商業の點に至ては、却々偉大なるものであるから世界の強國たる日本人は軍事上の強國のみに甘ずることなく商業上の強國として緊律一番世界に濶歩せねばならぬ、殊に、日露開戦以來韓人の購買力は愈増加しつゝあるのであるから日本雜貨の如きも追々彼等の嗜好を高め、將來の好顧客たるは、疑を容るゝことではないのである。

現今平壤に於ける取引の重なる商品を擧ぐれば

△輸出品

米	大麥	小麥	牛皮	玉蜀黍
大豆	粟	牛骨	金	鐵
小豆	胡麻	棉花	打綿	石炭

△輸入品

英生金巾	日本生金巾	日本紡績糸	更紗
紅金巾	日本木綿	支那絹織物	麻布
日本絹織物	綿毛布	支那木綿	棒鐵
鐵釘	鐵線	古鐵	鋼
釜	石油	亞鉛板	鍋
鹽魚	軟材木	生魚	干魚



日本紙卷葺	日本麥粉	漬物類	支那鹽
古新聞	石炭	日本燐寸	藥品
日本綿張洋傘	陶器	繩	叭
醬油	日本酒	麥粉	砂糖
板鐵	其他諸雜貨類		

概ね右の如くである。此中には韓人を顧客とし賣捌く品もあれば本邦居留民を相手に商業を営むものもある。概して本邦居留民を主とする商賣が多いので、國家經濟の上から打算して餘り面白からぬ方である。兎に角韓國は勿論滿州地方にても、移住者の後へには、酒と女が従はぬことはない、現に當地の如きも、飯食店にあらざれば、料理店といふ風で、孰れも二三の酌婦乃至藝妓杯を抱へざるはなき位で、其外眞面目の商店にても、十中八九は酒とビール煙草の店頭に羅列して居ないことは

ない、需用者よりも供給者が多い、自然競争は免ぬが、清酒の如きは當國に輸入すれば戻税があるから内地よりは幾らか安くなるには相違ないが、夫れにしても、運賃もかゝれば海關の税も要る、通關手數から、陸揚げに要する費用、それに内地よりも割高の家賃等を積算すれば随分高くなるべき筈のものが、却て内地よりは安いといふのだから推して知るべしである、要するに、韓國にて商業を試みんとするならば如何しても韓人を相手にせなければならぬ、其れには手ツ取り早く彼等の日用品から取りかゝるが宜い、將來見込みのあるものは澤山あるが、先づ陶器の如きは、近來日本人の店に躰がるゝものが殆ど、彼等の需用を充たして居るといふても、差支へないが、まだ、將來有望の品である、單に陶器だからと云ふて、日本に用ひらるゝものが、其儘韓人に向くかと云ふに決して左様でない、矢張り韓人の嗜好するものを撰ばなければ



ばならぬ例令へば彼等が日常使用する茶碗で韓語で「サバリ」と稱するもの、恰度日本の井鉢か盃洗の様なもので其他徳利猪口なども、弗々嗜好に適する様である、此外將來韓國に於ける有望なる商品として居留地附近は元より居留地外五六十里程の邊まで販路の擴張されて居るものは、前記の陶器の外に、洋燈、洋傘、番傘、染料、洗石、檢、懷中鏡、五徳（鐵製）鍋、釜、湯沸、金網、古新聞等で、此外内地に到る處販路を有して居るものは、燐寸、卷煙草、木綿、紡績糸、カンテラ（鐵葉製）等である、就中、有望なるは、卷煙草、大巾木綿陶器の類である、當居留地附近の各町には、韓人を顧客とする陶器店の夥しき事實に盛んなもので、彼等が從來使用しつゝありし、自國製の陶器があるにも拘らず、何故に日本製のものを使用するかと云へば、日本製は粗笨なる韓國製のもの、と違て、体裁の上から云ふも價の點から云ふも、韓國製のことを壓倒し得ることが出来るからなのであ

るが、茲に一つ困難なのは、韓内地に進むに従て交通の便が悪くなるから、運賃が高くなる従て原價に影響を及ぼす、故に居留地附近に於て韓國品を壓倒しつゝある反比例に彼れに壓倒されて仕舞ふと云ふ一事である、加ふに地方の韓人は、當時も尙も守護頑固であるから、自國品の堅固にして彼の地上に投げて容易に壞れぬといふ製品を用ふる傾向があつて、自然販路が擴まらないのである、平安道で重に用ひられて居るのは、成川郡の製品で、同地には陶土の産出實に豊富であるから、日本の資産家が、同地に工場を新設して本邦より職工を聘して盛んに製造したならば、無論韓國固有の品を壓倒して終には固有品を絶つを得る事が出来るであらうと思はるゝ、尙は同郡には、石灰質の粘土を以て、土器、韓人用の油壺を作りつゝあるのであるが、是れ等は研究の結果によつては随分面白い事業であらうと思はるゝ。



序に一寸話し置くが、是れは商業の部に就て述べるのは少しく其當を得ないが、當地より餘り程遠からぬ處に炭酸水の湧出する處が二ヶ所もあつて、而かも其一つは當地の附近であつて、或筋で目下取調中であるから、他日之を公にすることが出来るであらうが、將來一つの事業として、茲に掲げて置く。

尙仔細に注意を怠らず、彼れ等の嗜好を喚起するに力めたならば、隨分澤山になるであらうが、要するに、當地及び附近の日韓人共餘り粗笨にして、實用に適せないものは、多く使用せぬ方であるから、粗笨なるものは、永遠の利益を占むることが出来ぬのみか、一時の販路にも當惑するに至るのである。故に當地に輸入を試むるには、品物の廉價にして、粗笨な物資より寧ろ價の少々高くとも、宜しく製品堅牢にして、實用に適するものが宜いと云ふ觀察は、恐らく不當ではあるまい。

今商人として當地に住居する、日本人の商業を細別すれば

居留地内營業別

(三十九年一月調査)

貿易商	一二	白米商	五	料理店	四
雜商	二	陶器商	二	小間物商	一
飲食店	五三	藥劑師	二	賣藥商	三
煙草商	九	酒釀造	二	裁縫	七
教員	三	醬油商	二	西洋洗濯	三
賣肉行商	一	洋服仕立	五	雜貨	五八
金物商	一	旅人宿	二九	甲藝妓	四一
湯屋	七	銀行	一	金貸	一
屠牛	六	豆腐屋	四	菓子商	二七
材木商	三	鐵業細工職	一五	入齒師	一



遊技場	九	周旋屋	三	蒟蒻屋	一
彫刻師	三	土木業	五	時計商	六
點燈業	一	寫真業	五	代書	三
魚商	三	人力車營業	一四	新聞社	一
漆器商	一	井戸堀	一	齋職	三
木挽職	一五	石工職	一二	左官	三
燒栗商	一	日雇稼	五	回漕業	三
荷受業	一	下宿業	一七	藝妓	三三
醫師	五	銀行員	五	鍼灸	一
吳服商	五	味噌製造	一	菓子行商	一
理髮業	一六	ペンキ塗	二	疊職	四
鼈甲細工	一	牛乳搾取	二	貸本	二

活版業

活版業	三	質業	二	運送業	三
甲料理店	四三	酌婦	八四	看護婦	四
靴屋	二	産婆	一	藥種商	五
濁酒製造	二	古物商	二	女髮結	二
ミシン職	一	下駄屋	一	催眠術	二
賣肉兼屠牛	一	按摩	三	硝子商	二
建築請負師	三	鍛冶職	八	洗濯業	四
寫真販賣	一	自轉車販賣	一	荷車製造	一
人力挽子	五五	指物師	二	農業	一
煉瓦職	三六	大工職	一〇〇	土方職	一六
仲仕業	八	餅屋	七	火葬業	一

外に倉庫數棟あつて



是れ等の營業者の多くは、輸入品を取扱ひ邦人に依て衣食しつゝあるのである。此内貿易商こそ日韓通商の重鎮であつて韓人と直接取引を爲しつゝあるもので、兎に角當地は日露開戦以來急速の進歩を以て、非常の發展を來したのであるから、地價の如きも非常の騰貴を來して、従來は一坪五十錢以上一圓迄であつた、居留地の地價も、現今は五倍乃至十倍の高價を現はし供地料の如きも樞要の地は一ヶ年二十錢以上五十錢位で、不便な土地と雖も、十五錢を下らぬのであるから、其の進歩の程度概して知るべしである。

又當地の貿易商人は皆鎮南浦へ支店又は出張店を設けて、平安南道及び黃海道の産物を買出し當地機港たる鎮南浦を経て輸出するものなるが、今左に三十七年度に於ける鎮南浦港を経たる、輸出重要品を擧ぐれば、

輸出重要物産物數及價額表

品名	日本		清國		韓國各地	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
豆類	一八五、九三九	五七五、三〇九	三六八、二〇三	一三、〇五五	一、七三三、〇八九	五、六〇三
牛骨	一三三、〇〇〇	一、〇八一				
牛皮	二、〇三三、四三三	六〇、八七五			一、七二八、八三三	四六、八三三
粟			一、九一八、〇	五五七	一四、一三〇、三六	四六、四一〇
米	六、〇八一、四六六	二七三、五〇四	三六、三三〇	一、四〇九	六、四四五、五五	二六五、五三三
海草	一一三、七〇〇	三三九			二〇九、〇〇〇	六、五五二
毛皮	一一、一六	三三三			三	四四
大麥	三、八五五、四六六	一〇、六〇九			五九、〇六	二六七
小麥			三三、五〇〇	一三六	三、〇一一、七五	一一、五三九



計

—

— 九三、九四

— 一四、一五

— 一四、一五

106

總計百三十八萬七千六百四十九圓

當地に於ける米穀の重なる取引地は、平安南道一圓と黃海道にして、黃州、載寧郡、鳳山郡及其の附近の市場にて行はるゝ、而して是れ等の穀物は次の各支川から大同江に出で、水路輸送せらるゝので、交通不便の韓國には、此の水路こそ唯一の賜である。此の外平安道西部に於ても亦た博川郡、宣川郡及び其の北方一圓の沃野は悉く、米穀の産地ならざるなして、秋穫時期になると毎年當地の本邦商人が該地に出張して買収の豫約をなし、年内若しくは翌年の春夏にかけて、海岸に沿ふて船にて鎮南浦へ廻送するのである。兎に角米穀の輸出に就て當地は交通の部にもある如く、何れの地よりするも、密接の關係を有して居る、將來有望の地と云はねばならぬ。

それから穀物に對する邦人韓人間の商習慣は如何であるかと云ふに、多くは自己の商品を當地に運送して來つて賣却するのである。中には、前述の如く收穫前に貸付けをなし、産地に出張して其穀物を受取るのもある。或は仲買が豫め邦人と約して資金を借りて各地より買出して來るものもあるが、近來彼等韓人中には、米價の騰貴と共に懐ろ合ひの宜くなるに従つて容易に手放さぬもあり、又當地有力なる仲買に托して相當の出直しを俟つて賣放つものもあるから、随分發を盡す韓人もある。之等が所謂將來日本雜貨の一大顧客たるべきもので、從來單純なる彼等の生活も金の出來るに従て複雑になるのは數の免ぬがれぬ所で、日本の資本家たるものゝ忽諾にすべからざる處である。テ穀物の商取引は手形を發して五日十日乃至二十日三十日等の延べ取引も行はれるのであるが、要は韓人に對する、信用の程度問題で大半は現金取引であ



夫から明治三十六、七年度の鎮南浦港を経て輸出入對照表を擧ぐれば  
 鎮南浦輸出入對照表

輸出入先	輸出額		輸入額	
	三十七年	三十六年	三十七年	三十六年
▲日本	1,018,327	1,054,080	2,352,799	751,015
▲清國	36,753	36,399	59,395	103,000
▲開港場	400,101	1,000,295	205,394	115,119
△未開港地	63,551	10,800	305,201	824,086
△日本	6,175	249		
△清國	20,113	7,195		
總計	3,692,234	3,408,446	4,664,432	2,772,336

(表中▲印は土産物 △印は外國品 ●印は再輸出)

輸出入先	輸出額		輸入額	
	三十七年	三十六年	三十七年	三十六年
▲日本	1,932,266	1,383,397	3,332,366	3,600,566
▲開港場	1,364	930		
▲未開港地	45,838	70,875		
總計	3,692,234	3,408,446	4,664,432	2,772,336

備考

- 一、日本よりの輸入にして三十七年度は三十六年度に比して殆んど二倍強の増加を來したのは是皆普通貿易であつて軍需品を含有して居らぬ。
  - 二、開港場未開港地とあるは、韓國の各地を指したものである。
- 尙三十年より三十七年に至る貿易高を擧ぐれば



年次	輸入		輸出		合計	再輸出
	外國より	開港場より	外國へ	開港場へ		
三十年	八、二九六	二、三六三	五、三三三	一七九、四六三	四六〇、三四七	一三六
三十一年	四、五、三四三	六、一、四二六	八、六、三九	六、一、九七六	一、三、五、〇五五	五、六、六九
三十二年	一、三、九〇六	六、八、三三七	五、六、七二五	二、五、六、〇四	一、五、七、六、五九二	七、〇、五六
三十三年	一、五、五八	七、七、六三	四、五、六〇〇	四、〇、三三三	一、七、六、〇七三	九、二、〇三
三十四年	三、九、〇七五	六、九、三三三	五、四、〇、三六四	七、〇、八、五六二	二、三、九、三、四三三	八、三、三四
三十五年	六、二、六九	七、九、一、一五	九、七、五、四三	八、〇、三、八二	三、三、四、三、九六五	八、五、四九
三十六年	九、五、七〇九	一、〇、八、三、〇四	一、〇、八、七、五九	一、〇、五、四、〇一九	四、一、六、〇〇一	一〇、九、六四
三十七年	二、四、二、六四四	二、四、七、一、七三七	一、〇、五、九、七〇	四、七、一、七三三	八、五、七、六、六五五	二、二、六、五、四二一

前表に引續きて茲に、海關稅の收入を擧ぐれば實に左の通りである。

海關稅收入

明治三十年	二千二百五十九圓
同 三十一年	七千六百五圓
同 三十二年	三萬五千四百六圓
同 三十三年	二萬四千五百二十二圓
同 三十四年	四萬三百八圓
同 三十五年	六萬六十圓
同 三十六年	九萬五千七百五十一圓
同 三十七年	二十萬三千二百〇八圓

鎮南浦輸出入品船舶隻數噸數及海關收入高

鎮南浦の調査にかゝる貿易及財貨輸出入高、船舶出港隻數噸數、海關收入三ヶ年比較は左の如くなるが今數字の示す處によれば昨三十八年は輸出入共前二ヶ年に比し長足の進歩を呈せる傾きあるも昨三十



八年は韓國に於ける米穀の凶作と且つは内地に於ける戰時税の爲め輸出商の輸出不引合を唱へ本邦へ積出したるもの尠きが爲め非常の衰勢を現はしたりしは遺憾なりし。

	輸入		再輸出	高輸出 再輸出	易輸出 至韓開港場	貿易 至外國
	自外國	自韓開港場				
三十七年	二,四三三,一六七	一,〇四六,三〇四	二,〇六九,九六九	四,一六六,〇〇一	一,〇五五,〇一三	一,〇四四,九七〇
三十八年	三,一〇〇,九九九	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
三十九年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四十年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四一年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四二年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四三年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四四年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四五年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四六年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四七年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四八年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
四九年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四
五十年	三,〇〇三,九七一	一,〇四四,六二〇	一,〇五五,九七〇	六,〇一六,九七〇	四〇八,二〇三	一,〇七六,六一四

金銀地金 輸入  
及貨紙幣 輸出

船舶出港數  
隻數 噸數

海關收入

本邦より韓國へ輸出する本邦重要品に付て、聊か其概要を左に記さ

生木綿

韓人は其習慣として、四時白衣を着す、其上流者は、絹布を用ひ、他は一般に白色の綿布を用ひ、故に生木綿同金巾は、中流以下に需要最も多し、然して生木綿に太地と細との二種あり、太地ものは其需要漸次減退の傾向があるが、細地は之に反して將來益々販路擴張の望がある、輸出木綿の産地は、尾張、伊勢、河内、大和、讃岐、筑後を以て主なるものとして、其他は少額の産出を爲る地は特に多い而して、近來慶州、大邱地方に於て



も本邦人が韓人と合同して機械を以て織布して販賣するものあると、今韓國内地の各新聞を以て木綿商一大問題たる韓人服裝衣色變更云云の記載も是れ等は國律を以て壓制命令的に行わるゝなれば兎も角も中流以下と來ては其費用さへないものがあるから是れは一時やかましかつた、鎮南浦居留民婦人全体の着袴問題と同一で中々行はれないが當業者は注意して此れくらゐに頓着せずどしどし輸入すべしである。

## 綿毛布

綿毛布の需要は今日に於ては、まだ巨額には上らないが將來は最有望なであらう元來韓人の家屋は、温突を以て室を温むるから寢具用ゝることは極めて尠ない而して、毛布は其蒲團に代用するには最適當である、殊に韓國内地を旅行するには酒幕旅舎は唯だ飲食物をのみ供給

して、寢具は供給せないから、旅客は、必ず寢具を携帯する必要がある、毛布は、携帯に便なるか故韓人の毛布を需要すること殊に甚だしきものである、唯生活の程度が低く毛布を購買することが容易でないから綿毛布は最韓人に適して居るやうである、而して本品は、白色にして週邊に又は兩端に單純な模様があるものが最も、韓人の嗜好に適して居るやうである、是れ等の製産地としては神阪間に止まる様である。

## 紡績糸

綿絲類特に紡績絲は本邦輸入品中主要の地位を占めて居て將來も有望なるものである、初め二十七八年の頃にあつては僅々の輸入に過ぎなんだが同年韓國棉花作の不況に際して、本品の輸入を試みし結果、忽ち一般の需用を喚起して、翌年になつて、既に輸入品中の重要地位を占める様になつた、爾來今日の盛況となつた、而して現に輸入せらるゝ、



紡績絲には攝津、澁川、平野、岡山等其種類夥多である。二子、三十二手、三子、五十五手、特に澁川二十手、平野十六手及十手の需要最多しと云ふことである。

然絲は腰帶、敷物の原料及び諸種の打紐類に使用せらるゝものであるが、近來漁網製造の原料として特に需要ある。

生棉

生棉は本邦輸入品中、重要なものゝ一つにして長崎、大阪、京都及び尾張等より輸入せらる、而して就れども、十六匁附、二十五匁附以上四百枚一梱、五十匁附、八十匁附以上二百枚一梱の種類の分てり、其原料の多くが清國産である、尙平安道、咸鏡道北部に於ても漸次需要を増加しようとして居る。

韓國に於ける生棉の需要は頗る多大である、從來韓國に於ては棉花

の耕作頗る盛んであつたが、一たび本邦から生棉の輸入があつてから韓人は棉花耕作の不利を覺て、棉圃は漸次變じて、大豆、麥等の耕作地と爲り、之を賣て生棉を購買する風が助長した、故に本品の輸入は年を逐ふて盛況を呈するに至るのである、而して生綿の輸入は元山其首位で、日本からの輸入品中生木綿に次で重要であつて、收利の點は却て第一位に居る、逐年販路擴張せられて、前途頗る有望である、且年々優等品を好むの風を助長して、下等品は價格低廉であつても、一切取引せぬようになつた。

絹布類

韓人中、中流以上に在つては、絹布の需要頗る多い、しかるに韓國の蠶事業は現時極めて幼稚で、到底自國の需要を充たすことは、できぬ、是を以て韓國に輸入する絹布類は巨額である、韓人の需要する絹布は、紗



綢緞、緞子、紋縮緬、縮子等にして重に清國から輸入せられて、日本製品は悉く在留本邦人の需要に供するのみである、而して清國製品は、年々輸入類を増加するに反して甲斐絹の需要は年々減退の傾がある、是れ一つは靛色と價格の不廉と韓人の嗜好に適するの注意を缺くがためなるやうである、特に注意を要すべしである。

酒類

酒類は輸入と云ふも其實本邦居留民に需要せられて、韓人の需要は皆無と云ふてよい、間々本邦人が内地で醸造して居るものもある、其内麥酒は、中流以上の韓人に需要がある、清酒は、正宗、白鶴、金露、福娘、澤龜、文明一、龜壽、色娘、玉鶴等で、麥酒は、惠比壽、麒麟朝日、札幌カブト等洋酒は、蜂印、香竄、葡萄酒、ラム酒等である。

本品の本邦輸出に關しては、戻税の保護法があるが故に、毎年韓國へ

輸送せらるゝものが非常に多いやうになつた。

昆布

韓國に輸入せらるゝ昆布は、本邦産にては、平石昆布及北海道産が、主なるものである、韓國産に比すると品質味共に優等であるから、年々其需要は、増加する様である。

洋傘

和傘

近時渡韓者増加の結果其需要を増加して韓人も亦其輕便なことを覺へて、年々需要額の増加を來す將來有望な商品である。

燐寸

燐寸は、本邦輸入品中の重要な地位を占めて、特に北韓地方の需要は頗る多大である、而して安全燐寸の需要は、遂に黃燐製に及ばず、且現時は、細軸製燐寸最も韓人の好評を博し、太軸のものは、賣行皆無の有様で



ある蓋し韓人は軸木数の多いのを望むから、一般に氣受け宜ろしいが發火の際、往々軸木の折損及軸の燃付悪しくして煙管に點火せんとするも數本を要すること往々である故韓人も漸次細軸の不經濟なるを覺るに至つて來た、燐寸は各地によりて硫黄安全の需要があるが、黄燐製は木石其他によつて自由に發火せられるから、と其火付が比較的良しのとで好評あるやうである。

砂糖

韓國に於ては從來甘味品はすべて、蜂蜜を用ひて居つたが、養蜂は農家の副業として今尙盛にやつて居る、されど近年砂糖の便利なことを知ると菓子製造の原料として其輸入額が年々増加するに至つて來た、年々の輸入額は、實に拾四五萬圓の多に及んでをる、韓人の嗜好に適するは、白砂糖にして赤砂糖は輸入が少ない。

食鹽

韓國に於ては、毎戶鹹醬と稱する醬油を、醸造して之を調味の料とし、又野菜類を鹽漬となして四時食膳に供するから、食鹽の需要は、前途頗る有望である、古來韓國には製鹽場があつたが、二十七八年役に軍隊の需要に應じて多額輸入して韓人も亦其味美であるからと廉價であることを知りて需要を本邦に仰ぐに至つた。

煙草

韓人は頗る喫煙を嗜むから、其家内に居ると外に居るとを問はず、寸時も煙管を放すことはない、紙卷煙草の輸入があつてから、中流以上の者は多く紙卷煙草を喫用するに至つた、其流行は下流に及んで、勞働者の如きも亦之を喫用することゝなつて居る。

從來韓國人は紙卷煙草と云へば、ヒーローと思ひ居たりしものゝや



うであるが、官營烟草となつてから其種類の何なるを論せず之を喫烟するから其輸入額最も多く一ヶ年凡そ廿五六萬圓の多額に登つた。

石炭

石炭の需用は、韓人側には、皆無で本邦人の需用のみである。汽船用スチープ用湯屋業者及少數工場の燃料に供して居るのである。

石油

現に韓國に於ける石油販賣權は全く米國スタンダード石油株式會社の常裡に歸して居る。即ち去る三十年在仁川の米國人「タウンセント」商會は「スタンダード」石油會社と特約を結び、韓國に於ける米油一手販賣權を掌握し、仁川月尾島の外釜山へも石油倉庫を建設して物品を充積し在韓石油商に、一手販賣の交渉をしたが、資本の上に拮抗できないことを悟つて、會社の交渉に應ずることとなり此に組合解散して、同會

社と喫約をした。此小賣商は別に組合を組織して、松印米油の外販賣せざることとなつた。本邦産の石油及露油があつても煤煙が多いから販路がせまく、米油を措て他に販路の途絶といふ悲境に陥るの外ないと遂に同社の交渉に應じた。かくトラスト的の商策の結果で石油の如き有望のものを米人に奪はれたるは遺憾ではないか。

鐵物類

韓國には従來鐵の産出に乏しくないが、近來本邦から其輸入があるから漸次條鐵、鐵棒、鐵古鐵、板鐵、塊鋼鐵の需要増加となつた。諸金屬類の輸入は、日本の獨舞臺である。

爪繩、苳

韓國に於ける爪繩及び苳の需要は、其額貳拾參萬圓以上に及ぶ。その其輸出重要品といふは、大豆、米、干鰯等を梱包するに用ゐらるゝもので、



専ら日本貿易商人の使用する者である、韓國の輸出品は、大豆、米を主とする。繩爪は、各開港場共之を需要する而して其需要額は、専ら米豆等の輸出額に比例をして居つて他の商品の如くに其需要を左右する他の事情はない。隨て日韓の間に米豆取引の存続する限は、本品の需要が廢絶することはない。特に近年米穀の産出額多きを加へたから本品の需要は、著しく増加することゝなつた。但し近來粗製濫造に流れて輸送途中に於て穀物亡失少からざるを以て、領事館令を以て輸出穀類荷造改良規則を定めて荷造に用ふる者に關して、一の規定を設け、商業會議所の選定せる検査員に検査させて之に違反するものには輸入の當日から三ヶ月内に本邦に積戻さしめ其検査不合格か又は検査未済の者を使用することを禁じた。

一、爪は、五斗入一枚の重量七百匁以上のもの及三斗入一枚の重量四百五十匁以上のものを用ひ且其兩端の縫繩及口繩の堅固なるものに限る。

二、繩は本邦製太六若は之に代用し得る強靱なるものにして重量十尋に付百十五匁を下らざるものを用ひ、繩の掛方は縦四筋横二筋となすべし。

三、爪の容積は、五斗入及三斗入の二種とし其實際の積量は右の容積に對して二升以上の過不足なきものとす。

韓國の如き米作地にして、上記各種の製出こそ必要なれ。

韓國より本邦一輸出品の有望なものゝ概要を記そう。

米穀

米穀は韓國輸出品中の主要なものである。一ヶ年産額約八百萬石、一ヶ月の輸出額約五百萬圓に上るのである。其産地の主なる處は、木浦附



近群山附近及び當地に近い黄海、平安の平原である。

豆類

大豆は米に亞ぐ重要品で、一ケ年の産額約四百萬石、輸出額貳百五拾萬圓に上る、品位佳なり、其産地は平安、黄海の兩道が最多い。

牛皮

牛皮は、元山、城津を最多額産出地で最輸出地である、年額八拾萬圓に上るのである、隨て、牛骨も多分せらる。

水産物

水産物にては漁業の部に譲りあるから、本項に其梗概を記そう。

韓國に於ての水産物は主要なるものである、一ケ年の魚獲高參百萬圓に及ぶが、平壤にはあまり産出の方には關係がないが、近傍の鎮南浦には大關係を以ておる、是れ等の産物は十中八九は本邦人の手で漁獲

するのである。

砂金

砂金は、又韓國重要産物の一つで、且つ首班といつてよいのである、年の輸出額は、五百萬圓以上に及でをる、而して未だ發見せられない鐵山があるであらう、且つ精鍊法も粗雜なものであるから、若し是等に就て研究をしたらば更に一層の産額を増加するであらう。

其産地は、毅山、黄州、永興等主として、其他平安道に最も多い。以上は韓國内の尤も重なる産物である。

明治三十八年度當地營業課金額の割合表を左に示さう

課目	一等	二等	三等	四等
貿易商	四四,000	三三,000	二四,000	
回漕業	四四,000	三三,000	二四,000	



第二節 交通

荷受業	四,000	三,000	四,000
雜貨商	三,000	二,000	一,000
西洋雜貨商	四,000	二,000	一,000
雜商	五,000	二,000	一,000
藥種商	二,000	一,000	一,000
湯屋業	二,000	三,000	一,000
陶器商	三,000	八,000	
吳服商	一,000	一,000	一,000
染物商	一,000	六,000	
洗濯業	六,000	無等	
入齒細工	三,000	六,000	
運搬業	二,000	無等	

元

第二節 交通

周旋業	六,000	同	
錢交換	三,000	同	
精米業	三,000	六,000	
土木建築受負	六,000	三,000	三,000
飲食店	一六,000	一〇,000	六,000
理髮業	六,000	無等	
銀行會社	七〇,000	五〇,000	
活版所	一五,000	一〇,000	
酒商	三,000	一〇,000	
味噌醬油製造業	三,000	一〇,000	
豆腐商	五,000	無等	
魚類野菜	一〇,000	五,000	

元



第二節 交通

龜甲細工	13,000	6,000	
材木商	33,000	10,000	10,000
ラムネ製造	15,000	11,000	
氷屋	11,000		
屠牛商	12,000	無等	
煙草製造	44,000	33,000	10,000
仲仕	10,000	11,000	6,000
鍛冶屋	10,000	13,000	6,000
解船業	10,000	5,000	6,000
左官	6,000	無等	
大工	6,000	同	
石工	6,000	同	

第二節 交通

獸肉販賣	10,000	5,000	
裁縫業	15,000	10,000	5,000
彫刻師	10,000	6,000	
武力細工	6,000	無等	
疊職	6,000	同	
寫真師	16,000	10,000	
藝妓	6,000	月稅	
舞子	3,000	同	
仲居	1,000	同	
遊戯場	24,000		
遊藝	6,000		
師匠	6,000		



第二節 交通

人力車	六,000		
日備	四,000		
興行	二,000	日税	
菓子商	一〇,000		六,000
質商	一六,000		一六,000
時計商	一六,000		
料理店	三,000		一六,000
旅人宿	三,000		一〇,000
下宿業	一六,000		五,000

前記之通りなるも其他二種營業兼業者は課税に増加するもので、支店出張店なるものは各別の課税を徴收せらるゝのである。

平壤韓人營業種別

(卅八年十二月觀察府調)

木商	三三	釀酒	五三	穀賣	一
客主	一〇三	客商	三〇	牛商	二
餅商	二二	家僧	八	媒人	一
木手	一〇〇	工匠	一	玉糖商	一
煙草商	三八	油賣	二〇	温飯	五
米商	一四〇	筆房	三	豕肉商	一二
馬房	八	草鞋工	三	僧士	一
冠買	九	一進會用達	一	農業	四八
銀匠	二四	馬夫	七	鞋商	七八
裁縫商	九	銀錢賣	一五	藥商	一二
馬居間	一	毛房	一	負賣都房	二
木綿商	一五	酒匠	一	巫女	二

第二節 交通